

令和2年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 9 月 17 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第80号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第2 議案第81号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第3 議案第82号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第83号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第84号 令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第85号 令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議案第86号 令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第87号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第88号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第89号 令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第90号 令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 認定第1号 令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 発委第4号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第14 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について
- 第15 認定第2号 令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合各会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 発委第5号 J R 予土線の利用促進に関する決議
- 第17 発議第4号 消費税減税を求める意見書
- 第18 発議第5号 全国学力調査に関する意見書
- 第19 議員派遣の件
- 第20 閉会中の継続審査・調査の申出について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	楨野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君
町民課長	本山桂三君	建設課長	吉岡範満君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	武内伸介君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	林瑞穂君
学校教育課長	西谷典生君	農業委員会事務局長	西田尚子君
代表監査委員	田邊幹男君	総務課財政班長	津野博君
大正・十和診療所事務長	国澤豪人君	特別養護老人ホーム事務長	川村裕之君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 本 安 弘 君 町民生活課長 佐々木 優 子 君
十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君 町民生活課長 細 川 理 香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長      長谷部 卓 也 君                      次                      長      三 宮 佳 子 君  
書                      記      友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時 30 分 開議

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 3 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、議案第 80 号令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番 林健三君。

○3 番（林健三君） おはようございます。補正予算について、二点ほどお願いをしたいと思います。

まず、5 ページと 6 ページですけど、最初 5 ページ、木材流通改善支援事業についてです。6 款 2 項 2 目 18 節の 2,805 万円ですが、私はどうしても納得できんところがいっぱいあるわけですが、最初に、このはえたて料というのは、何ぼ木材が安うても高うても払わなくてはならないわけですよ。それについてまだ上を、これを見ろということが載っております。今年ですけど、令和 2 年で 2,805 万円という、その内容についてもう一回説明していただきたい。

それから、6 ページ、お試し滞在施設整備事業、2 款 1 項 6 目 12 節のお試し滞在住宅新築工事設計というのがあります。設計監理委託料ですよ、200 万円。そして、お試し滞在型新築工事費 3,000 万円というのが載っております。あとの備品については、問題はないと思いますが、この点について、今回お試し、旧田野々地区と小野地区、全然平面図にも載つとらんし、どれぐらいの㎡数であるか。場所も載っていないし、旧田野々地区、小野地区だけでは分かりませんのでその内容の説明をお願いいたします。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

まず、木材流通改善支援事業ということでございます。こちら、議員ご指摘のとおり、はえたて料というのは義務的な経費ということで、原木市場に木を伐採して搬出いたしますと、はえたて料のほかに手数料が、搬出した体積に応じて義務的にかかるというもので

ございます。今回、林業関係の新型コロナウイルス感染症対策として、逆にこの義務的なところの支援をしたいとのことで、いろんな方から話をお伺いして決めてきたというところがございます。

目的といたしましては、何に着目しているかということですが、原木価格の下落というところでございます。昨年から今年にかけて、なかなか上がることがなくずっと下落をしているという状況でございますけども、下落が続くとうなるかということですが、林業事業体の経営が不安定になるということ、それから自伐林家でありますとか山林所有者の意欲が低下するということ、それから最も林業施業自体が止まってしまう、低迷してしまうというところがございます。

したがって、そういったところで、いずれかのところで効果があるものということで、搬出した材に対して義務的にかかる経費を支援することで、その辺りの打開を図っていきたいという事業でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 議員から、お試し滞在住宅整備事業についてご質問をいただきました。内容に入る前に、なぜ9月補正で計上させていただいたかというところを、少しご報告させていただきたいと思います。

現在このお試し滞在住宅につきましては、窪川、大正、十和それぞれに3か所あります。大正、十和につきましては平成24年度に建設したものでして、現在一部老朽化等でこれからの整備も検討されていたところです。また加えて、ほかにも移住施設がありますが、現在全て埋まっているという状況で、これから移住施策を進めていく上では、このお試し滞在住宅の増設等も検討されていたところです。

そういう状況の中、通常でしたらこのお試し滞在住宅は450万円の補助をいただけるわけですが、今回県が新型コロナウイルス感染症に関して、その補助額を600万円まで上げて、是非活用していただけないかという連絡もありましたので、有利な財源、300万円の財源を活用できるということで、今回9月補正に計上させていただいたところです。

議員からご質問のあった場所につきまして、旧田野々地区につきましては、旧消防屯所、町有地でございます。小野地区につきましては、願成寺のお宮の横にある土地に建設させていただくところです。設計委託料も今回同時に計上させていただきますので、具体的なところはまだこれからということになりますが、現時点では約15坪前後、50㎡で、1

階平屋の木造住宅という形で計画しております。

以上です。

○議長（下元昇君） 3 番林健三君。

○3 番（林健三君） 今、課長から説明がありました。まず最初に木材流通の関係ですが、この点については、課長、下に林業事業体及び森林所有者の負担軽減と森林整備の促進を図るということを書いておりますが、いろいろこの中には事業体というのは、企業体、四万十町では高知林業とか四国林産とかいろいろ、名前言うたらいかんかもしれんけど、森林組合もその中で入っているかもしれません。そういうところへ、何でやるようにしたんかなと思って、新型コロナウイルス感染症対策には間違いないけど、いろいろ森林組合へは森林環境譲与税が前倒しで1億2,000万円ぐらいいっているんですよ。全体で使えるお金があるわけです、四万十町には。その中で、事業体へとか軽減を図ると言うて、一番大事なところは山元ですよ。今、課長、木材価格はどれぐらいしているか分かってますか。ヒノキの4mの一番ええやつで、新型コロナウイルス感染症対策前は2万1,000円ぐらい。現在1万8,000円ぐらいですよ。3,000円から4,000円の差があって、一番材を出してる生産者に還元せんで、市場はもう必ずさっき言うたように安うても高かっても、はえたて料は一丁前に取るがですよ。こんなばかげた話は私はないと思うがやけん、もう一回その点お聞かせ願いたいと思います。

それから、お試し滞在住宅について、これも今、課長からありましたが、2棟で1,600万円ぐらいですよ。ほんで先ほど林家の関係もあるがですけど、今製材業者らも非常に困っております。価格が安うて、売れんという点もありますので、是非とも木造でやっていただきたい。平屋か、2階か、私も分かりませんけど。

その中で、平成24年に広井地区、大正中津川地区でやっております。それから、平成29年に窪川古市町地区ですよ。ほんで今回が旧田野々地区とまた小野地区という計画をしていますが、今までお試しで来て、ここに定住していただいている組はどれぐらいおるがですか、課長。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

まず、木材の関係ですけれども、今回の事業の補助対象者となりますのは、先ほどご指摘のありました林業事業体、これは森林組合も含まれますけれども、町内に十二、三ございます林業事業体と、あと個人でやられておる、いわゆる自伐林家と言われる方々という

ことになります。

実際、材価というのは、平均すると去年から今年にかけて2,000円以上下がっているという実態はつかんでおりますけれども、こうした林業事業体の中には、例えば山主と契約する際に公定価格で買取り契約をしているというケースについては、山主に返す分について、材価が下がった分を林業事業体が負担している例というものもございます。そういったことから考えますと、直接的にも間接的にも山主に還元できると。それから、山の動きも一定つけることができるという効果があると思込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 議員からは、お試し滞在住宅を使った後に移住の方がどれだけいるかという数字でございますが、移住担当者に移住される方、希望者の方から連絡をしていただいて、いろんな家の関係でありますとか、お仕事の関係でありますとか、相談を受けているところでございます。お試し滞在住宅を1か月程度利用して、ここに移住に至った方がおられるわけですが、今その資料を持っていませんので、できればまた後ほど、概数になると思いますが、報告させていただきたいと思ひます。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） 各課長から答弁がありました。これについて課長、一応この資料の中には手数料3万㎡、それからはえたて料も同じく3万㎡という数字が出ております。先ほどから言うように、はえたて料はもう森林組合、高知県森連の関係もあると思ひます。大体県森連がやりゆうですけど、そういうことで、高かっても安かってもはえたて料は本當に取っておりますよ。だから、それに上積みするということは、ちょっとどんなもんかなと思ひて私は思っているんですけど、その点を執行部で話し合いしたがるですか。山元が一番大事ながるですよ。山元が今一番本當に困っている現状ですよ、市場以上に。その点がちょっと課長、不足しちよったがないですか。私はもうそれだけでもう一回答弁をお願いしたいと思ひます。何もこれやったき、決めた以上はなかなか変更もできんと思ひるがやけど、その辺、ちょっと協議したかせんか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、お試し滞在住宅の関係で課長の答弁がありましたるが、これは、一応期間があると思ひます。1年おれるか、2年おれるか分かりませんけど、人数もまだ何人ここで移住してくれちゆうか分からんということで、後で示してもらえような形ですが、その点についてもう一回お聞かせ願ひたいと思ひます。大体1か月どれぐらい支払ったら、おれ

るがですか。その金額もちょっと示していただきたいと思う。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。もちろんこの件に関しましては新型コロナウイルス感染症対策ということで、全庁的にも協議をしたところでございます。この中で、最も担当課として大事にしたいと思いましたが、自伐林業家の方々でございます。ほかの部分についてはいろいろ国や県の対策があるんですけれども、自伐林家の方には対策がないということで、自伐林家の方は林業事業体でもあり、森林所有者でもありますので、そこを支援するというのは、こういった形で義務的な経費ですけれども、そこを補助することによって、山の動きをつけれると。自伐林家にも少しは足しになるのではないかと考えているところでございます。

議員おっしゃるとおり、このやり方、施策が100点だとは全く思っておりません。今の林業を取り巻く課題を根本的に解決するためには、もう少し時間をかけて、今後、いろんな方の意見を聞きながら協議をしていきたいと思っておりますけれども、今回緊急的な対策としては、このような形で、課の中でも町全体で調整して上程をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきますが、まず、議員から2回目にご質問をいただいたお試し滞在施設を使つての移住実績というところでございますが、昨年までの数値で63組の方に利用していただいて、実際に移住実績となった組数は15組という形になります。

それから、この住宅を使える期間でございますが、一応1か月から3か月ということで、家賃は月1万円となっております。

それから、少しお答えをさせていただきましたが、この施設については1階平屋建ての木造ということで、使用できる木材は全て町産材で実施していくということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、何点かですが、できるだけ1回のお答えで済ましていた

だけたらと思います。

資料から順番に質問しておきたいと思います。3ページの下段に、今回は新型コロナウイルス感染症対策ということで、危機管理課であります。9款1項5目です。内容は、新型コロナウイルス感染症禍の状況下にあつて、避難場所が密にならないようにと、一人当たり3㎡から6㎡の間隔を取るというところで、収容施設の絡みがあつて、避難テント等を追加するということですが、今回はこれは沿岸部ということで、志和と興津にそれぞれ配備する、2,700万円という予算になっています。

まず、ここで質問するのは、今回沿岸部に避難テントを構えるということですが、要は、山間部もありますので、山間部の避難場所については十分充足されておるのか。あるいは今後山間部においても、いわゆる避難所が狭隘になった場合については、こういったケースでテント等を構えるように用意していくかというところを、お伺いしておきたいと思います。

それから、同じ資料の11ページの上段でお伺いします。学校教育課の関連です。内容はICTの教育推進事業ということで、小学校の子どもたちにタブレットを配付して、1人1台です。今日は高知新聞にも出ておりましたが、県教育委員会教育政策課でかなり力を入れて今からやるということです。配付をして学校の授業体系の中で広げていくというところですが、目的の中の最後のところに、学校と児童・生徒とのやり取りが円滑にできるように環境整備をするということで、臨時休業等を打ったとき、自然災害のときなんかで、恐らく家に滞在することになると思いますので、Wi-Fi環境を全児童の家庭に設置していくものなのか、どういう形でタブレットが学校教育の中で利用されるのか、もうちょっと詳しくこの段階でお伺いしておきたいと思います。

それから、もう一点、12ページの上段です。これは特別会計ですので、後ほど聞きます。

それから、予算書で二点だけお伺いします。

総務管理費の財産管理費の分ですが、19ページの中ほどにあります。14節で、大正ふれ愛健康広場整備工事費ということで485万円となっています。これは町長の前段の説明の中で、舗装をするんだというところですが、場所は大正診療所の横の空き地スペースですが、以前予算化して、いわゆる子どもの遊具なんかも入れて、大正地域の公園を1か所に整備するということでしたが、健康広場ということで舗装するというのはどういう形で舗装をしていくのか。500万円近い金額です。当初予算はついておりますので、これに今回

は舗装して、後々完成していく段階ではどういうスケジュールで、また別の予算が付いてくるのかどうか。その辺りも踏まえて確認しておきたいと思います。

それから、21ページの真ん中ほどですが、公有財産購入費ということで、大正の移住定住促進住宅を、私が間違っていなければ、高知信用金庫の跡を利用して整備する関係だと思わうんですが、今回296万7,000円という不動産所得を減額して、上の14節に整備工事費として充てております。これは確か当初予算は2,200万円ぐらいの金額で整備していくということで、来年、令和3年あたりで工事が完了するということですが、振替というか、不動産取得費が減額になった、要するに相手方とどういう感じで話が備わってきたのかといういきさつをお伺いしておきたいと思います。

以上五点、お願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、資料3ページ下段、新型コロナウイルス等感染症対策資機材整備事業についてお答えをさせていただきます。今回、ここで予算計上させていただいたのは、沿岸部興津・志和地区における地震時の津波避難のために使用するテント等の資機材ということになります。ご存じのとおり、津波避難に関しましては、興津地区、志和地区、それぞれやはり立地条件というか、津波で被害を受けた場合に、やはり興津坂、志和坂、すぐに啓開できないということもあります。それと、地元に住民を収容できるほどの施設がないということで、やむを得ず、一旦道路が通れるまでの間は、施設に入れる人と屋外で滞在する人が出てくるということになっております。

今回新型コロナウイルス対策のために、1人の収容面積が広まってくるということになりますので、施設の収容人数そのものが半減するとなりますので、興津地区、志和地区については、やはりやむを得ずテントで生活をしていただく方が増えていくということになります。

それに対して、山間部につきましては、一応現在のところ想定避難者数を見ると、一次避難所、二次避難所それぞれ全て使いますと、想定避難者数であります。一応全員収容できると計算上はなっております。ただし、土砂災害警戒区域の指定状況、それからそれぞれの避難所の立地状況などを考えますと、場所によっては一定数テントで生活していただくということも可能性としてはないこともないと思っております。現在、避難所運営マニュアル作成をしておりますので、その中で、そういった事態があれば整備もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それでは、補正予算資料11ページ上段、ICT教育推進事業の件でございます。議員おっしゃられましたように、この分につきましては、遠隔授業とかそういった形のものを目指しておりまして、Wi-Fiの環境を今年調査しております。現在学校に通っておる児童・生徒の中で、すぐにでも使える子どももおられますが、その環境がないご家庭もございます。それを調査しながら、今後そういう家庭にはリースを利用してWi-Fi環境を整えていって、漏れなくそういった事業ができる環境にしていきたいと思いますが、今回はまず、学校でそういった環境を整えるということで、事業化しております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 予算書19ページにあります大正ふれ愛健康広場の整備工事費増額についてでございますが、当初予算を上げておりましたが、当初の部分から地盤のクリーク整備をやる必要ができたことと、それに加えて、地盤がちょっと軟弱であるがために、舗装面積を増やしております。そういった関係で増額を余儀なくされたわけでございます。

それから、次の21ページですが、大正移住定住促進住宅の整備、不動産取得費と工事費、移住定住住宅の住宅整備工事費でございますが、こちらへ振り替えた理由は、財産の取得に関しまして、以前高知信用金庫からこういった公共的なこと、また地域に協力できることならばということで、なるべく金額を抑える努力をしていただいた、そういった尽力がございまして安く買えたということです。当初住宅整備については、安く見積もっておったんですが、建物内がしばらく使っていなかった関係で、少し整備費用が要するということで、こちらの金額を回させていただいたということです。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） だんだんにお伺いをしました。新型コロナウイルス感染症対策の避難テントの関係は十分承知しました。今回は沿岸部の足りない分を補足していくということと、山間部については今のところ充足できているであろうと伺いましたので安心するんですが、それと、遮熱シートというのは、冬場ですが、オールシーズン用のテントという

ことでよろしいですかね。十分にそれで、場合によっては時間も丸1日要したり、厳寒のときにも対応できるようなものであるのかどうか、その辺り、こういった形なのか。資料がありませんので、ちょっとその分だけもう一回お伺いをしておきたいと思います。

それから、ICTの関係は分かりました。要はWi-Fiの環境を今から調査して、Wi-Fiのないご家庭については、リースで設置していくわけですね。これは今後、新しく入学した1年生の段階でまた調査しながらやっていくということで、継続的に今からずっと何年も続けてやっていくということでよろしいんでしょうかね。

それから、これは貸与方式ですかね。小学校を卒業した子どもについては、これは中学校まではまだ広がっていないという解釈でよろしいでしょうか。今回の場合は小学校だけでしょうかね。その辺りのところを確認させてもらいたいと思います。

それからもう一点、大正のふれ愛健康広場の関係、もう一度課長、軟弱地盤であったために舗装をするということですが、これからの計画を先ほど質問したんですが、こういった計画になるのか。今回のこの舗装だけでもう仕上がりなのか、ある一定の当初の計算どおりにいくのかどうかをお伺いしたいということと、併せて、子どもたちの遊ぶ場所のセットで聞いておりましたので、そこの辺り、進んでおるのかどうかをお伺いしておきたいと思います。

お試し住宅の移住促進の関係は十分分かりました。それで結構だと思います。

それだけ、二回目に伺います。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、テントの仕様についてお答えさせていただきたいと思います。テントにつきましては、2人用のテントとなっております。一応オールシーズン用というものを購入する予定でございます。遮熱シートにつきましては、実はテントを設置する場所、アスファルトの上であったり、地面の上であったりするわけですが、特にアスファルトの上だと、夏場は特に照り返しというか、温度が60度以上に上がったりしますので、それを防ぐため下に敷くシートとご理解いただけたらいいかと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それではお答えいたします。

Wi-Fiの環境の調査ですが、今年実施をいたしております。その中で概数をつかんでお

りまして、どのぐらい必要かなということで、検討もこれから行うということになっております。それから、小学校のみでなく、中学校も含めて考えております。そういったことで、今後の遠隔授業等に使いたいということで事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 先ほどは失礼しました。ふれ愛健康広場の公園部分の今後のスケジュールですが、こちらの工事事業は分離発注しておりますので、公園部分についてはこれからの発注になる予定です。2月末ぐらいを予定しての公園の整備となると思います。遊具等についても、どういった遊具がいいのかなど細かな部分は、これからの協議の上で決定するようになります。大まかな部分の予定は立っておりますが、細かい部分についてはこれから協議の上、決定していく予定です。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 私からは、予算書38ページ6 款農林水産費、18節の負担金、補助金及び交付金、県営水産基盤ストックマネジメント負担金の説明をお願いします。

続いて、41ページ7 款商工費、14節、17節、観光施設改修工事費、新型コロナウイルス感染症対策ですね。それと観光施設用備品購入費の説明をお願いします。

それから、49ページ10款教育費、18節修学旅行中止に伴う保護者支援補助金、新型コロナウイルス感染症対策となっておりますが、どういうものなのか、説明をお願いします。

それから、同じく52ページ教育費、14節家地川小学校バックネット撤去工事費、旧家地川小学校遊具撤去工事費、これのバックネットとか遊具というのは、老朽化に伴う撤去なのか、どういう理由で撤去なのか、説明をお願いします。

以上です。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 県営水産基盤ストックマネジメント負担金についてご説明申し上げます。これにつきましては、興津浦分漁協の物揚げ場、いわゆる船を着けて、そこから魚などを揚げるところ、場所としましては漁協の建物の近くであります。そこに対する町の負担金ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは、予算書41ページ、観光施設改修工事費、下段の観光施設用備品購入費についてご説明させていただきます。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のために、各地域にあります観光施設等の3密を防ぐ、またそういう対応を図るため、換気扇であったり、非接触型の対応であったり、そういう改修工事等をするために地方創生臨時交付金を活用させていただいて、各地域の整備工事、備品購入をするものです。

まず、観光施設の改修工事費577万5,000円の内訳につきましては、大正の道の駅、窓のサッシ化、網戸の取付工事、ケーブルテレビ、インターネット等の配線等で59万6,000円。それから、十和で、ライダーズイン四万十の宿泊施設の入り口の改修工事128万7,000円、Wi-Fi環境整備工事200万円、またエアコン、換気扇等の改修で147万2,000円。それから、同じく十和でふるさと交流センターの網戸等の改修工事費一式で577万5,000円という形です。

次に、観光用備品購入費につきましては、まず一つ目は、ホビー館の自動券売機購入費300万8,000円、それから十和のライダーズイン四万十の防火カーテン、洗濯乾燥機等51万4,000円の計359万4,000円となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それではお答えをいたします。

まず、49ページの修学旅行中止に伴う保護者支援補助金というご質問でございます。現在、小中学校で修学旅行が計画されております。この計画先が、例えば新型コロナウイルス感染症が拡大しておる場合、中止にしなければならないことも予想されます。その際、当然時期によってはキャンセル料が発生します。そういった外的な要因によって保護者に負担を求めるのはいかなるものかということで、キャンセル料に対して補助金を出したいということで、今回計上しておるところでございます。

次に、52ページでございます。家地川小学校の遊具とバックネットの撤去ということでございます。これは老朽化かという質問でございました。家地川小学校、校門を入れて左側に、ジャングルジムとかブランコとか鉄棒等、それとバックネットもございます。かなり古いものでして、老朽化による撤去とともに、今回、所管が学校教育課から町長部局に移りますので、そういったことも含めて、今回撤去するというものでございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 県営水産基盤ストックマネジメントの関係、これは船着き場ということですが、その整備のために負担をするのかどうか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

その説明だけ、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） ご説明申し上げます。新たな整備ということではなく、今ある施設を長く使うために計画的に県がしておりまして、その部分で点検等を行いながら、そこで修繕し、機能を元に戻して使っていく改修工事とご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番槇野章君。

○2番（槇野章君） 今、武田議員が質問しましたが、予算書の52ページの14節工事請負費で、家地川小学校のバックネットと遊具ですが、バックホーを1日リースしたら撤去できと思いますが、地元の団体へ委託して、それができないのか。そのほうが安うにできるし、地元も潤うのじゃないかと思いますが、その点お願いします。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） この予算を計上するに当たって、業者から見積りをいただいて、積み上げたものでございます。
※P22訂正あり
槇野議員おっしゃられましたように、やり方としてはいろいろございますが、執行に当たっては、地元の団体で廃材まで処分できるかどうか分かりませんので、そういったことも含めて検討して、発注方法も考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） 先ほど質問がありました、予算資料5ページの下段。そして、6ページの下段についてお伺いします。この二点について。

新型コロナウイルス感染症関係ですが、森林所有者の負担軽減という言葉が載っております。この負担軽減をする方法、支払方法といいますか、そういったのはどのような方法

で支援をするのか。その支援の方法をお伺いしたいと思います。

そして、6 ページの下段は丸山小学校の関係ですが、今回の事業によって、丸山小学校の以前に使用していた教室とか図書室とかいろいろ室があると思いますが、その室は、もう空き室がこれでなくなるのか、まだ空き室ができるのか。その二点についてお伺いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

資料5 ページの文中にある負担軽減の方法ということでございます。この補助事業自体は、補助対象者は町内の林業事業体、個人も含むということで先ほどご答弁申し上げましたけども、実際に森林所有者の負担軽減ということと言えますと、金銭的にお返しするのが一番望ましいところであると思いますけども、制度上なかなかそれができませんので、例えば林業事業体が山主と契約する際に、山主への還元ができるだけ大きいということで、そのお金を使って契約がしやすくなるということでありまして、法定価格で取引をしている場合に、林業事業体はその分を補填しがたい場合に補填するということで、間接的に還元ができると考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私からは、予算資料6 ページ、企業立地促進事業の中で、旧丸山小学校の空き室のことでご質問をいただきました。現在、旧丸山小学校の2階にNICコールセンターが立地しております。2階の向かって右手の部分を活用しているわけですが、今回のパーソルチャレンジ株式会社におきましては、校舎1階の右手側、放送室、職員室、校長室を主に改修させていただくところです。1階も2階も左側部分に室があるわけですけど、こちらは、旧丸山小学校校区の自主防災組織が、機材の保管であったり、控室、救護室等に活用するようになっておりますので、今のところ空き室がなかなかないという状況です。なお、この企業立地を進める中におきましては、自主防災組織と役員会を通じて二、三回、その辺の調整もさせていただいて、実施をしておるところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 説明でおおむね分かりました。木材流通改善支援事業ですが、支

援の方法はやはり林業家にも町民の皆さんにも分かりやすい形で支援をしていくと、支払いしていくと。言えば、林業家の皆さんに直接振込をするとか、それとも事業体からはえたと料を、実際に仮に1万円要ったとしたら、5,000円を差し引いて林業家からいただくとかいろんな方法があると思いますが、最も分かりやすい方法を取っていただきたいと、このように思うわけですが、この方法についてもう一度分かりやすく説明してください。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

一番簡単な例は自伐林家の方だと思いますけれども、この方々は森林も所有されているということでございますので、材を出した場合に、その分の m^3 数に応じて金銭的な支援が受けられるということになります。また、林業事業体の方が山林所有者と契約する場合には、先ほども申しましたけれども、山主の方に金銭的に実際お返しすることが望ましいと思いますけれども、なかなか直接的にお返しするかどうかについては、林業事業体の方の判断にもなると思いますし、間接的には、そういった効果は当然あると考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） そうなれば、林業事業体で支援の支払方法を判断していくのであれば、なかなか分かりにくいと思いますので、やはりもう少し分かりやすい支払の方法、林業事業体に振込むことができると思いますので、そういった分かりやすい方法を取るとか、また林業事業体が、振込の金額に応じて m^3 数の振込をしていくのか、それとも差引きをするのかということもあろうと思いますので、最も分かりやすいといたらどんなことが考えられますか。そこのところ、分かりやすく説明してください。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

分かりやすい方法でのご指摘がございましたけれども、事業の目的といたしましては、林業事業体の経営改善、それから山林所有者への還元という二つのポイントがございます。その中で申しますと、山主の方にとっては、特に支援を受けなくても、間伐の事業として出すという方もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、まず林業事業体の方の義務的な経費に対して支援をするという形が最も望ましいと思います。その中で、契約の際、実際の場合において、支援したお金を山主に返すということは、林業事業体の判断になると思っておりますけれども、間伐を進めるという上では、そういった直接的な還元の方法が望

ましいとは思っておりますけども、制度上は、先ほど申しましたようにこの事業の目的から照らし合わせますと、まずは林業事業体に支援をします。その中で、自伐林家の方については山林を所有されておりますので、直接的な支援が受けられるという制度であるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、だんだんから活発な議論がされておりますので、私からも若干十点ぐらいにわたって質問してみたいと思っておりますが、町長、今回、ある面では四万十町初の200億円の一般会計予算を突破した歳入歳出予算です。その中でもやはり新型コロナウイルス感染症に関わる予算が今回も出ています。6月定例会で1億2,300万円の第1次補正の地方創生臨時交付金の使途について私は質問し、町長から答弁いただいていた。質問の中で、私が十分町民に生活の細かいところまで手の届かない予算編成じゃということで、9月補正に向けてはしっかりとそういった予算もつけていくんだと答弁をいただいております。

それで、9月補正予算を見てみました。一般質問でも取り上げましたけれども、町長が6月で言った住民の生活の細かいところまで手の届いた予算編成かなという形で予算を見てみましたが、本当に新型コロナウイルス感染症によって収入減、負担増がかかってきた、そういう世帯に十分配慮された予算かという点で見ると、私はそうでないという点について、今からそれぞれの予算について質問してみたいと思います。

主に予算資料に基づいてお伺いしていきますが、3ページ、この問題については質問がありました。沿岸部、いわゆる興津志和に対してのテント等資材の整備事業ということで理解しましたが、特に今までと違う災害による避難所の、一人当たり3㎡から、倍の6㎡のエリアを確保せないかん。そうなったときに、本当に地域の避難所は大丈夫かなという思いでございましたが、さっき担当課長からは、大まかには一次避難所を含めて大丈夫であろうという答弁があったように聞きました。

最近の7月から9月に九州を急襲しました台風被害による住民の避難行動というのは、今までとは違いますね。気象庁も事前から台風10号については今までにない数多くの台風被害が出るだろう、風も吹くだろうということで、本当に事前から、去年からの災害がありましたので、住民の意識が変わったわけです。前からホテルなども満床の状態だという

ことながですね、九州は、大分県でしたか。

そういうマスコミの情報を見聞きするにつけて、四万十町、今後もまだまだ台風災害、もろもろ豪雨災害があろうかなと思うわけですが、本当に一人当たりの6㎡の確保が十分なのか。しかし、ある面では、大きな避難所には行きづらい、行けないという方もおられるかもしれん。だから、大分県では、ホテル等を利用した方には補助まで市が出しているという状況にもあるわけですが、そういった場合に、特段の事情を持つ方については、ホテル等、旅館でも結構ですが、町として補助する予算は考えているのかどうなのかについてお伺いしてみたい。

4ページ、あったかふれあいセンターの感染症対策整備事業ですが、非常にアバウトすぎます。補正内容を見てくださいね。町内のあったかふれあいセンターが感染症予防対策のために要する費用に対し補助を行い、施設の負担軽減を図るというのは分かります。しかし、内容を見てくださいや。じゃ、どういったものに対する、確かに勤務している人の人件費にはこの交付金は使えません。国は使うちゃいかんと言われていまして。じゃ、どういった形に1か所当たり50万円、具体的な内容を示してください。一切分かりませんよ、この予算資料の内容では。何に使うのか。私は分かりません。こんな使い方をするから、私は腹が立つがですよ。もう少し具体的に、せっかくの国の臨時交付金です。新型コロナウイルス感染症の対応のために使うてくれと。困った方に使うお金を1か所当たり50万円組んじょきゃええわ。上限50万円、その中で使うてくださいや。そんな予算の計上があるか。もう少しそこら辺の内容をお聞きしたい。

それと、医療施設等ですが、これも私は分かりません。それぞれ1施設、300万円、100万円、50万円、35万円ということで、何にどう使うのか一切分かりません。もう少し丁寧な説明をお願いしたい。

次、問題の5ページ。当初予算からずっと林業関係については、一般会計も含めて、新型コロナウイルス感染症関連についても、非常に予算を配分しています。それが悪いとは思いませんが、今回農業についてはどんな支援があるか見てみました。新型コロナウイルス感染症対策、農産物集出荷施設等整備事業補助金、中身はJAに対する様々な機械の補助金ですね、7,300万円。農家はこれでうれしいと思うでしょうかね。現実には農家にとってはどれだけ苦しいかご存じだと思いますが、町長、花なんか、普通だったら売れます。しかし、新型コロナウイルス感染症の関係で、花を作っても売れなかった。確かに持続化給付金、また49%以下の方は町単でもらっているかもしれません。下だつてそうですよ。国

や町の減収分は、いただける方もいるかもしれません。それは、私は分かりません。農業に対する、農家に対する具体的な支援策というのは、町長、なぜ考えなかったんでしょうかね。農協の大きなカントリーエレベーター、お米の大型予冷庫、そんなもの何ちゃ農家にとってはプラスにもなりませんよ。JAが造ったらええわけです。構えたらええわけです。新型コロナウイルス感染症対策事業費、せっかくですので、農家に還元するような、苦しい思いをされた方もいますよ、農家だって。そんな個々の支援策というのが、本来私が6月定例会で質問した内容ながですよ、町長。本当に苦しい、苦しいけれども、ものをよう言わん。そんな人もいるわけですよ。だから、私は昨日も言いました。知恵と汗を出せっちゅうがですよ。その点について答弁ください。

次に、その下、木材の関係です。何点か質問ありました。林業事業体に支援するということですが、具体的に林業事業体とはどこですか。それと、自伐林業家は、今年どれくらいの方が搬出をしていますか。具体的な数字を、受益者が何人なのか答えてください。

次、6ページ。これは小さな問題です。全体計画の中で、今年、「田野々」と小野が新築工事をやろうとしていますね。ただ、気になったのは、「田野々」という大字名はないがですよ。大正地域振興局長は知っていると思います。「田野々」という地区はないがです、大字は。合併時に「田野々」という大字は消したがです。私は残せと主張しました。田野々小学校があるじゃないかと。でも消えたがです、「田野々」という大字名は。だから、正式の名前を書いてほしい。こまいことですよ。ない地区名を書いちゃいかんと私は思っていますが、あるとえば、私の誤りです。

次、8ページ。唯一、全町民に新型コロナウイルス感染症対策として、ああよかったなというのは、地域応援商品券です。これは国がやったような定額給付金の10万円と同じながです。簡単に考えられます。私やち、お金を全世帯に配ることは悪いとは思いませんよ、5,000円。これは、いわゆる一生懸命消費を喚起してくれと。地元で5,000円使うてくれということですが、これくらいでしょうかね、町民全体が喜ぶのは。非常に情けないので、町長、私が言いたいのは、こんな全町民にだけばらまくというのはどうかなというのは、布マスクも一緒でしたね。全世帯に配りました。どれだけ皆さん方が喜んだでしょうか。アベノマスクとまでやゆされました。私は年金生活者です。年金生活者と公務員などは、新型コロナウイルス感染症に対してはそんなに影響ないがですよ。それを全体世帯に配りゃええわということではないかもしれないけども、こういったお金は、新型コロナウイルス感染症対策費用は重点的に減収入であった方、子育ての最中の困っている方に配る

のが、町長、本来の交付金の在り方ではないかなと私はと思いますが、町長のお考えを聞きたいと思います。

それと、その下です。松葉川のボイラー改修が度々出てくるように私は思うんですね。今回も700万円ですよ。決して少額ではないですよ。これは改修ですので、新たにボイラーをやるのかなと思ったら、建築資材になっていますね、下の補正内容は。ちょっと内容が分かりませんので、ボイラーの取替えなのか、改修なのか、いや、建築も併せてするのか、一切内容が分かりません。何か最近の説明資料は大ざっぱすぎて、執行部には分かっているかもしれませんが、議員に分からないものは町民にも分かりませんので、私はくどくどと聞きます。

次、これは誰か聞くのかなと思ったら聞きませんでした、9ページ、ホビー館の関係です。もう皆さん、諦めたのかと思いますが、町長、私は大正地域、特に打井川地域にとっては、県道の道路改良、この影響で大きく改良が進みました。ホビー館から、あと次の道まで今改良工事が進んでいますので、ホビー館による影響、効果というのはかなりあったと地域で見れば思うわけですが、しかし、今回もこういう形で、借金の中で210万円かけて、改修工事をするための設計委託料で、その下は町内周遊磨き上げ事業について様々なお金を使おうと。これが1,100万円ですが、もう少し具体的に、内容は決して間違っていないと思いますが、ちょっとイメージができませんので、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

10ページになりますが、これは次の小鳩保育所でも言いますが、今まで付けてほしかったと思うのは、避難場所として設定されていますので、度々停電もどこの地域も起こるわけですが、蓄電池の15kwが2台で、大体太陽光パネルを設置して備蓄をし、夜間、これで十分きらら大正も避難所として、停電時に朝まで対応できるのかどうなのか。そういう設計も踏まえての計上だと思いますが、その点について、いや大丈夫よという答弁をいただければありがたい。

次に、11ページのこの小鳩保育所です。小鳩保育所は、蓄電池も付けるがでしようが、内容が一切書いていません。説明資料に、同じような設備にするのに、課が違うから、担当が違うからというのは、私どもは関係ないがですね。議案書は執行部が出すものですので、統一した議案資料をつくってくださいや。これで納得できますか。こういった蓄電池を、太陽光パネルもこういったワット数をつけるのか。一切これでは分かりません。褒めているわけではありませんが、きらら大正についてはちゃんと書いています。10kw 2台、

蓄電池は15kw 2台、聞く必要はないがですよ。書いてなきや聞かないかんがですよ。時間がもう1時間たちましたが、統一した説明にしてほしいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。ちょうど時間となりました。

○議長（下元昇君） 質疑の途中ですが、1時間少し経過しましたので、暫時休憩します。45分まで休憩とします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長より、先ほど2番榎野章君への質問の答弁に訂正の申出がありましたので、これを許可します。

学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それでは、訂正ということで、家地川小学校の工事費ですが、業者から見積りをいただいたという答弁をしましたが、確認してみますと、これまでの既存の施設の撤去費より積算したということでございますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございません。

○議長（下元昇君） それでは、質疑を再開します。

答弁。町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 田邊議員の予算の編成の方針も含めて、予算の提案の責任者としてご説明申し上げたいと思います。確かに6月定例会に微に入り細に入りいろんな質問を受けまして、9月の臨時交付金の事業、施策については、内部で相当協議したところです。その中で、今回の大きな柱として、やはり国の雇用関係の助成はありましたが、町内の事業体を調べましたところ、非常に厳しい状況が余儀なくされております。ですから、今回、まだ下期においても今後続くということが予想されますので、まずは今までしっかり維持してきた雇用者を守ろうと。雇用者は、現在、通常雇用で3,800人、そして事業主とかそういった方が800人で、4,500人ぐらいおります。ですから、まずは生活を守るために雇用者を守りましょうということを一番、私はそこを優先しました、今回は。4,500人の方の一定の雇用維持が図られれば、かなり生活支援にもつながるという考え方で、大きな方針としてはそこを大事にしたところです。

もう一方、確かに田邊議員が言われたように、本当に厳しい生活環境を余儀なくされている方はおります。確かにおると思いますので、そこも相当情報も取りながら、調査した

ところですが、ただ、一律商品券といいますか、発行するに至った経緯は、当初プレミアムを付けて1万円の券という案もありましたけども、やはりそれさえ今の段階で出す原資がないというような、これは失礼ですが、そういった対象がおるとすれば、非常に厳しい環境になるということで、今回は配布という方針に変えたところです。1人家族では5,000円しかありませんけども、3人おれば1万5,000円ということで、単に地域内の経済支援をするだけでなく、家庭の一定支援ができるだろうということで、これも広く1万6,500人に対して出していくということです。確かに今言ったように、濃密がない、細かいところがなかなか示されていないというのはご指摘のとおりです。また、農業者も調査してみましたけども、私は今回の方針に当たっては、生活を支援するという部分と、今まで我々が精いっぱい守ってきた雇用を守っていく。そのことで事業体を守っていく。今後継続的に就業ができる事業所を守っていくという考え方で、予算編成させていただきました。

そのほかにも確かに農業者の花きの問題も出ました。これはやはり限られた臨時交付金でございましたので、確かに一定町費を突っ込むという考え方を持っておりましたけども、それぞれ農業であれば、農業の支援があります。ですから、今回は後々担当課長からご説明申し上げますけれども、そういったところを含めて、4億1,800万円余りの原資、臨時交付金をもって、総合的な手当てをしていこうということであります。ただ、その中では、うちの予算に載っていない分も、直接交付もありますので、そこは、また後々それぞれの担当課長からご説明申し上げますけども、今回の予算編成については、大きく雇用を守って生活をしっかり守っていくという部分と、個人事業主であっても、また短期、例えばパート、アルバイトであっても、額は違いますけれども、支援をしていこうと。一定の雇用を守っていこうということで、今考えておりますので、その大きな柱、そしてもう一つは生活支援といったところでの地域の購買力のつながりというところを大事にしたところがございますので、確かに完璧な、そういった今ご指摘のあったような状況になっておりませんので、今後も引き続いて、12月補正予算あるいは3月補正予算に向けて、まず情報もいただきながら、本当に町民生活によかったねと思っただけの予算編成に努力していきたいと考えております。

あとはそれぞれ担当課長からご説明申し上げます。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、資料3ページ下段、避難所の関係でご質問を

いただきましたので、お答えをさせていただきます。ご質問の内容は、山間部における避難所は先の九州豪雨などの影響も受けて本当に大丈夫かということと、ホテル、旅館を利用するつもりはないのかという二点であったかと思います。

まず、山間部における避難所の現状でございますけれども、これまでは想定避難者数は一定県が示したのがありますけれども、その方たちは主に学校の体育館、それから地域の集会所などで収容すると。大規模な地震に限ってはそういうことになっておりました。ですが、今回新型コロナウイルス感染症が拡大したということもありまして、一人当たりの面積も増えました。それによって、当然一つの施設の収容人数は減りますので、それと感染症対策を徹底して行うということも考えると、一つの空間に多人数を入れるということとはなかなか難しいという結論にもなりました。

そういったことから、学校においては、校舎の教室も可能な限り使うということで、収容人数そのものは上がってきたということになります。さらに、地域の集会所においては、一つの大きな部屋の中に入るということになりますので、ここはもうどうしても人数が減ってまいります。ですが、先ほど申し上げました学校の校舎、またこれまで避難所として想定していなかった施設もフルに使うということも考えて、大体の想定避難者の収容は可能であるという判断を今のところしております。ですが、先ほど申し上げましたとおり、土砂災害の警戒区域の指定の状況であるとか、それから地域の避難所の立地条件などによっては、一定テントなどを構える必要が今後出てくる可能性もあります。その場合は、順次整備はしていくつもりであります。

それから、ホテル、旅館につきましては、ホテル旅館業協会というところがありますけれども、県がそこと協定を結んでおりまして、大規模災害においては、その協定に基づいて協力要請をするということになっております。四万十町もそれに準じるとしておりますが、個別の旅館、ホテルとは協定は今のところまだ結んでおりません。ですが、大規模災害においては、ホテル、旅館も当然必要があれば使用していくことになります。その場合の費用につきましては、災害救助法の適用を受ければ、その支援対象になりますので、町としては、今の段階で予算措置ということは、現在は必要ないかなと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 資料4ページ、あったかふれあいセンター感染症対策整備事業及び下段の医療施設等感染症対策整備事業の内容について具体性がないというご指

摘がありましたので、説明させていただきます。

まず、資料をちょっと簡単に書きすぎたというところは、申し訳ございません。今後もっと詳しく書くように注意してまいります。

なお、あったかふれあいセンターの感染症予防の具体的な内容ですが、制度の基本につきましては、高知県で福祉施設や介護施設等に国の交付金を受けて感染症対策に対して補助金を出すようになっております。ただ、あったかふれあいセンターは、高知型福祉の地域福祉の拠点という位置づけで、高知県しかない制度の施設になります。そのため、今回の福祉施設等に対する補助から、あったかふれあいセンターの感染症予防については補助制度から除外されておりました。そのため、四万十町では、あったかふれあいセンターも地域福祉の拠点ということで、他の福祉施設同様に、感染予防対策事業の制度を設けました。

そして感染予防ということで何ができるかということになりますが、不特定多数の方が来る施設ですので、衛生用品、感染症対策に関する物品購入として、消耗品と消毒やその他感染対策に必要なガウン、これから冬に向けて感染が広がる可能性もあります。それに対して今何が補助できるかということもありますし、これから必要な感染症対策の用具類については、現場の状況に応じて変えていく必要があるということで、今回細かな内容は規定しませんでした。感染症に対する費用を、一定金額であります。支援するための事業としております。このように感染予防に対する経費を、あったかふれあいセンターについては、従来の人件費と備品は対象外とされておりますが、そのほかについては、他の福祉施設等と同じように感染症に対するものと説明がつけば何でもいけるように、同じ対応で補助をしていきたいと考えております。

併せまして、同じように医療施設等感染症整備事業につきましても、高知県の補助事業がありまして、それを活用した上で足りない分の感染症予防に対する費用についてを町が補助する制度となっております。これについても、県の補助だけでは足りないという意見も病院からいただいておりますので、十分ではありませんが、医療に向き合い感染者及び患者等に直接対応する病院等に補助するようにしてございまして、それをどのように使うかは、感染症防止に対する費用を補助申請する側で考えていただき、それで説明がつけば支援していきたいと思っておりますので、そのような制度となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

農業と林業の話ということでございまして、説明資料の5ページの上下段になると思います。まず、上段の農業関係の集出荷場等の整備でございますけれども、これは一定人が集まりやすいということで、JAなり6次化に取り組む団体なりの支援ということで、これは高知県が町と同じく国の交付金を活用して、主体的に支援をするものでございます。これは町としては、間接事業者として必要性を認めておりますので、そこについて責務を果たしていきたいと考えているところでございます。

それから、農業の本体の今回の新型コロナウイルス感染症対策、支援策でございます。新型コロナウイルス感染症の関係は今始まったことではなくて、今年2月ぐらいからじわじわと影響が出始めたと言われておりますけれども、この間、担当課としてもいろんなところと協議をしながら知恵を絞ってきたところでございます。現状を申しますと、国や県から様々な支援事業がございます。名称だけ申し上げますけれども、例えば経営継続の補助金でありますとか、高収益次期作支援の交付金でありますとか、先ほどご指摘されました収入減に直接対応する持続化給付金でありますとか、そういった事業が色々ございます。特に町内でも影響を受けました花き農家の方々にとっては、非常に深刻な問題であったという認識はございますけれども、そのうち高収益次期作の支援事業、これは農林水産課が事務局となって、地域農業再生協議会が取り組んでおりまして、担当課としてはここに全力を挙げて、申請の受付、それから申請書の手伝いというか、支援をしてきたところでございます。

ご指摘の、花農家のことばかり言ってもですけども、この事業は次期作の支援ということで、来期以降も安心して農業に取り組める支援があればということで、これは難しい取組ではないんですけれども、基本的には反当たり5.5万円の支援があるということです。花き農家に対しましては反当たり80万円ということになっておりまして、町の担当課で把握しております町内の花き農家については、全てこの部分については申請が済んでおるという状況でございます。

また、町単独の考え方としても、次期作、次の作に安心して取り組んでいただきたいということでございまして、6月定例会で議決いただきましたけれども、農業の収入保険に対して農家の掛け捨て分についての支援ということの制度も構えて、万全な体制で次期作に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。そういった取組の中で、現状一つの区切りがついたということで、今回の9月には、個人個人への農業を産業として捉

えての支援事業が見当たらないとなるかもしれませんが、そういった事情であることもご理解いただければと思います。

それから、続いて林業の関係でございます。林業ですけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、補助対象者としては団体、個人問わず林業事業体ということであります。実際の数ですけれども、林業事業体は県が認定をしておる数がございまして、町内では10団体でございます。自伐林業家については、きちんとした定義がないんですけれども、これまで自伐林業家の育成ということで町も積極的に取り組んでまいりまして、そうした補助金の活用事例でありますとか、研修を受けた方は、延べ数では50人程度となっておりますところでございます。実際に大正北ノ川の貯木場で平成31年度、材を出した方の内訳ですけれども、全体で30事業者ほどございまして、そのうち自伐が18者となっております。

あと出荷量でございます。出荷量については、町内の二つの大正北ノ川の貯木場と六反地にあります高幡共販所、この二つの数字を押さえておりますけれども、これは令和元年度でございます。出荷量については7万4,484m³、今回の補助事業は町産材を対象としておりますので、そのうちの3万7,717m³が出荷量の実績ということになります。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 何点かご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、資料6ページのお試し滞在施設整備事業の令和2年度に実施する地域「田野々」という表現につきまして、これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、現在住居表示については大正ということになっております。ただ、この資料として、どの辺かということをつかりやすくお伝えするために、「田野々」という表現をさせていただきましたが、今後この表現につきましても改めるところは改めたいと思います。

次に、資料8ページの地域応援商品券事業ですが、町長からも一定答弁がありました。この事業につきましては、商品券をお配りさせていただいて、町民の生活の支援であったり、また町内の事業者の経済活動の中に反映されるようにということで考えたものでございます。当初5,000円のプレミアムを付けるということも検討しましたが、なかなか買いに来ていただくときの密の状況であるとか、それからどうしても買いに来れないいろんな方もおいでますので、町民全部に波及したいという思いの中から、5,000円分を送ることにいたしました。これからお認めいただければ、迅速に事務処理をしまして、町民の

皆様が活用していただけるように事務も図っていきたいと思います。

次に、下段の松葉川温泉ボイラー改修事業の内容をということでございましたが、ここには改修事業となっておりますが、今回はボイラーを新しく更新するものです。松葉川温泉には、現在2台のボイラーがありまして、それを交互に運転させてやっております。仮に1台の場合、不具合があった場合に、温泉自体機能が出せない状況になるので、それを防ぐために2台を置かせていただいております。このボイラーにつきましては、平成7年4月に実施したものでございまして、25年余り経過しておりますので、現在故障中となって運転できない状況になっておりますので、更新させていただくものです。9月補正ということに上げらせていただきましたが、当初にも計上させていただきましたが、一定様子を見て9月でということでしたので、今回上げさせていただきました。また、建築主体という表現がありますが、これについては、全体を更新するので土台から積み上げていくということがありましたので、工事費（建築主体）という表現にさせていただいております。

次に、資料9ページになりますが、ホビー館のリニューアル事業、この内容についてご説明をさせていただきますが、このホビー館のリニューアルにつきましては、昨年来、議会の全員協議会等でご説明もさせていただいた案件です。来年7月に、ホビー館自体10周年となります。その間10年が経過しまして、外装のほつれであったり、またホビー館自体、現在抱えている課題の解決のために、改修工事をしてリニューアルさせていただきたいとご説明させていただきました。改修する一つには休憩場、そしてちょっと体験型のものなどを整備させていただきたいと提案させていただきましたが、展示施設でありますので、体験型の施設を持ち込むのはどうかなどという意見もいただきまして、今回実施設計委託料を計上させてもらったところでございますが、内容につきましては大きく二点です。休憩所を整備して、皆さんにゆっくり時間をそこで過ごしていただく施設を造りたい。そして、団体向けのスペース、やっぱり今ジオラマ教室等も6人が限度ですので、受入れ施設を改修させていただく。それにつきましては、2階部分を改修していくという内容で、委託設計をさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、下段の町内周遊磨き上げ事業の内容ということでございますが、これにつきましては、資料にも書いておりますが、観光庁による公募事業ということで、採択を受けますと1,079万1,000円の委託金をいただくような形になります。内容としましては、これからの観光振興を図るために、新しい生活様式に沿ったスタイルで、着地型の観光など、滞在

プランを造成していくというものです。例えば3密にならない、そういう形の周遊の事業を展開させていくということで、内容としましては、書いていますようにシールラリー、ARスタンプラリー、宝探しゲーム、ミニツアーの実施ということで、密にならないような、家族の皆さんがおいでいただける事業を、検証事業で展開していきたいということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からは、議員から同種の事業で非常に資料が分かりにくいといったご指摘を受けました。確かに今回の補正予算の資料、長森課長から補足答弁もいたしましたけども、少し各事業においてばらつきがあったと反省もしているところです。そういったところは、これからなるべく簡潔に分かりやすい資料づくりに努めていきたいと思っておりますけども、四万十町の当初予算、それから決算資料というのは、県下でも非常に内容の濃い資料となっております。議員の皆様に分かりやすい資料提供ということで心がけておりますし、先ほど言いましたように、なるべく我々もシンプルな資料、相反するかも分かりませんが、そういった方向性を持って資料の提供に努めていきたいと思っております。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 私からは、さらさら大正太陽光発電の蓄電池15kw 2台で、どれぐらいもつか、朝までもつのかといったご質問についてお答えいたします。

今回は、照明と空調の大きな改修ということになるんですが、電力量にして2分の1以下に抑えることになります。それで、動力発電等の整備もしておりますので、そちらとの併用を行います。フル稼働した場合ですが、約1.6時間が可能となっておりますが、温度にもよるんですが、使用箇所を絞るなどして長時間の使用を可能にできると考えております。

主要電力が回復するまでの間の時間というものですので、それがどれぐらいかかるのかというのは分かりませんが、ある程度、復旧までの時間をもたせるものにしております。

以上です。

○議長（下元昇君） 十和町民生活課長細川理香君。

○十和町民生活課長（細川理香君） それでは、私から、予算資料11ページ、小鳩保育所太陽光設備整備事業につきまして説明させていただきます。議員から、工事内容が分から

ないというご指摘をいただきましたので、説明させていただきます。

こちらにつきましては、太陽光パネル10kwのものを1台、蓄電池10kwのものを1台設置する予定となっております。避難所として使用することを想定しておりまして、蓄電池からの配線につきましては、二つの保育室、それから一つのトイレにするようにしております。そちらで使えるものというのが、照明、それからコンセント、また情報収集のためのケーブルテレビ、それからトイレが使える形で整備をしております。エアコンについても使用を考えましたが、エアコンを使用しますと消費電力が大きく、二、三時間しか使えないとなりますので、そちらについては扇風機などの使用を考えております。資料が十分でなかったということですので、次回からは分かりやすい資料作成に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきまして、大体大まかに分かりました。町長からも答弁いただきましたように、できるだけ新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた苦しい思いの方々に思いをはせた予算にしてほしかったというのが私の願いです。今後3次補正もあるやもしれませんが、どうか今後財政調整基金もまだ若干ありますし、今後の財源としてそういったものを使っていただいて、できるだけ弱い立場の方々、いわゆる苦しい方々に対する支援策を講じていただきたいということを申し添えておきます。

それと、危機管理課長から答弁いただきました。大変それなりの対応をされていることは、私も、この前テレビでもあなたの顔を見ましたけれども、2次避難所を造っても、現実的には私どもは集会場がない中で、町の補助金をいただいて、建物だけ風呂はありますけれども、ガスもない、水道もないのがずっと何年も座っています。というのは、その補助金内でやれということのようですので、当然ガスや水道の引込みというのは自前ではなかなかできないという実態が私の地域もありますし、ほかの地域も一緒やないかなと思うがですね。そういった意味で、いくら避難所が設備されても、短期間であれば我慢もできましょうが、2日、3日避難所で風呂も入れずに、ガスを使わずに、夏は冷水でもええかもしれませんが、冬場に、お湯がないっちゃうのはね。そういった意味で、設備も併せて考えてもらわんと、入ったらええわということだけでは事足りん場合もありますので、全町域、そういった外だけあるけれども、中身がない、そういった風呂があるかもしれませんので、そこら辺は何とか対応してほしいなと。避難してもシャワーも浴びれん、川へ行

って泳げっちゅうわけにはいかんと思うのですが、そこら辺はどうするかを含めて考えてほしいと思います。その点は大体分かりましたので、そのことは検討してください。

それと、あったかふれあいセンターのことも大体分かりました。

言っときたいのは、農業関係で5ページですが、花き農家を私は特別取り上げましたけれども、それだけではない。私も細々と農業をしながら、農協へ出荷しています。決して白菜とか高い野菜を作っている方は町内にはおりません。新型コロナウイルス感染症の影響で、農業の生産物も決して高くない。しかし、作った以上は出荷せないかん。手数料も当然取られます。利益率は下がるわけです。そういったところにもやっぱ目を向けてほしいということを、私はあえて花き農家を挙げましたけれども、そういったところへの支援もあつたら、町もしっかりと私どもに向けて支援してくれているなという思いが伝わってくるし、また勇気も出てくるのではないかな。決算は今後あるわけですが、令和元年度の、町長、大正、十和がため込んだ園芸作物価格安定化事業基金というのは8,500万円ずっと積み立てています。それなんかも、こういったときに何とか活用、貯めるだけが能ではありませんので、町と生産者が出費しますんで、そこら辺も活用の在り方も含めて検討してほしいなと思います。

それと、6ページの担当課長が、何かこう旧田野々地区であれば括弧でいいがです、私が言いたいのは。そうして、間違いのないようにしてほしいという思いです。

それで終わりたいと思いますが、あと質問される方もおりますので、大体分かりました。予算は賛成する立場ですが、十分今後予算編成に当たっては、知恵と汗だけはしっかりとかいてもらわんと、町民は納得しませんので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

8 番 味元和義君。

○8 番（味元和義君） 誰かやるなら最後のはしにしようかと思うて待っちゃったら、やらないようですので、一つ、二つ。すばらしい説明資料が付いていますので、大体ほぼ理解できます。これによって、非常に職員にはお手数をかけているということですので、私は厳しい残業問題も言いましたが、このような立派なものをつくってくれていることにはありがたいと思っております。

まず、補正予算資料の7ページ、雇用労働継続支援助成事業ということで、町長は雇用を守って地域を守るということで、この大きな金額2億6,200万円を付けてくれておりま

して、非常にありがたいことです。今、事業主は非常に厳しいということで、このような補助金をただでくれるということは、非常にありがたく私は思っておりますが、国の事業として雇用持続化給付金ということで、前年度比50%を切った事業所には200万円というお金が出ておりました。また、この上に、このように対象者一人当たり15万円の40%ということで、1人6万円ぐらいの金額が出るということで、大きな事業者は非常に助かると思っておりますが、いつも言っているように、こういう事業が出て、手続等が分からないと、この中にはどういう手続が必要かということで質問ですが、こちらの地域応援商品券事業に対しては、事務費として835万円出ていますが、雇用労働継続支援助成事業にはそういう事務費も何もないという、ただ事業費だけで、どこへ申し込んだらええか、どういう手続が要るかをもう少ししっかり書いてもらったらありがたいと。個人でやっている事業主はこういう手続が本当に分からないということで、国の給付金も、私ら出さなかったぞと言う人もおります。そういうことを考えたら、もう少し丁寧に事務費を組んで、ある程度事務をしっかりして情報を流すということが必要だと思いますが、事務費を組んでいない、ただ事業費だけでどうやって事業主に周知するか、この点だけお聞きしたいと思います。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員からも少し触れていただきましたが、対象者、正規の職員につきましては1人15万円、それから家族労働者、常勤雇用でない方は8万円という形になると。40%というのは、町内の事業者の40%ぐらいが影響を受けているという数値で記載させていただきました。確かにこの資料の中には、手続的なところが入っておりませんが、その辺についてはちょっと書き切れない状況があります。にぎわい創出課では、今日認めていただいた段階で、25日の区長文書に、今までの国の事業であったり、町の事業であったり、一覧にして全戸回覧をさせていただく予定にしております。それから、もちろんホームページであったり、それから商工会を通じて事業者への周知であったり、できるところは全てやっていきたいと考えております。

この中で、事業費のみで事務費がないという状況でご質問をいただきましたが、これにつきましては、にぎわい創出課で受付事務を対応させていただきたいという形で、職員、課員一同一丸となってこれから取り組んでいくというところでございます。

手続に必要なものにおきましては、一応事業所であることが分かる確定申告のコピーで

あったり、それから今年4月以降の売上げの20%減ということになりますので、その確認をさせていただく資料、そういう形で大きくにはその二つになってくると思いますが、その辺は個別ににぎわい創出課で対応させていただきますので、ご連絡、電話等をまずいただいて、それから説明をさせていただくという形で取り組んでいきたいと思います。

議員にご心配いただくように、確かにこの事業を構えても、町民の皆さん、また事業主等の皆さんに伝わり切れないと、活用もできない状況があると思います。また、いたずらに事務処理を複雑にするつもりは全くありませんが、確認するところは確認していかなくてはならない作業がありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。これから周知に力を入れていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 8番味元和義君。

○8番（味元和義君） そしたら、15万円の40%やないということやね。何か事業者によっては、ほとんど新型コロナウイルス感染症の影響はなく、ある程度利益も出ている事業者もあるし、そういうのを全部把握せえと言うても無理やけど、やっぱり常々言ってる点は、執行部は簡単にこういう一律、15万円を配る。それから個人事業者には8万円を配る。こういうのではなく、もう少し汗をかいて、本当に今四万十町の事業者が全員困っているかということも十分検討して、田邊議員も言われましたが、商品券5,000円、これは全体です。そういう何か簡単に簡単なことだけやって、汗と知恵があまりにも少ないように思います。

雇用継続助成金につけても、今言うたように、本当に個人の事業者、どうしてええか。にぎわい創出課へ連絡すれば、にぎわい創出課が説明してくれてやってくれるということですが、やはり商工会等が一番分かっていますので、事業者のことは。そういうところも利用せんと、私らは商工会が教えてくれて、やらせてもらいました。それで何人かに聞いたら、「もうあんな辛気なができんぞ」ということで、「そんなこと言うな、せつかくやろと言うもんじゃけん、もらわな損で」と言うたら、「そしたらやってみようか」ということで、やっぱりそういう本当に苦労しゆう、汗をかきゆう人は、こういう資料を出さないかんとか、手続せないかんことに非常に疎いです。事務やりゆう人はそういうことに慣れちゅうろうけんどうよ。ホームページに出すとか、広報で出す、ケーブルテレビで流すと言うても、なかなか浸透せんがですよ。そこらあたりは十分に町で話し合うて、なるべくこれに対象する事業者は皆さんが100%もらえるような方向を取ってください。それをお願いしておきます。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のちょっと聞き間違いかもしれませんが、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響によって、同期3か月間の2割以上減収の方ということですので、被害がない方にはいかないと思います。

それで、先ほどのちょっと質問にありましたけども、現に今までに国の制度を受けたり、町も構えていましたけども、町の制度は非常に利用が少なかったんですけども、やはりそういったことに漏れた方、これ本当に漏れたというか、もう申請しない方もおったら、これは本当に私たちの責任であると今感じましたので、そこは徹底して、商工会も含めて、また商工会加盟者には商工会から、商工会に加盟してない方には、私たちからなるだけ情報提供したいと思います。

参考に、先ほどあえて申し上げませんでしたけども、我々も調査しています。町内事業所の私たちが手に入れる損益計算書、貸借対照表を取って、担当課から調査をして、それを整理しました。やはり国の中小企業の最高200万円では全く足りません。ですから、私としたり、しっかりせかく守った企業、また雇用者を、今後も守っていきたいという思いですので、そこは本当に厳しい経営を余儀なくされています。当然味元議員も事業をやっていますので、1か月の売上げ、3か月の売上げが2割切ったとなったら、なかなか純利益が出てきません。ですから、そこも含めて、一定そういった損益計算書を見ながら、今回一つのサンプリングもしながらやっておりますので、是非お認めいただいて、なるべく効果的な執行をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 先ほどアイコンタクトがうまくいかずに、もうないと思っておりましたので、手短に質問させていただきます。

6ページのお試し滞在住宅の関係ですが、約15坪ということですが、こういう建物を建てる場合に、例えば先だって東又へ木造の仮設モデル住宅を建てたがですが、そういうものと併用というか、住んでいただくことによって、その使い勝手等を研究するためのお試しもできるとか、使い勝手を確かめることらも、後々検証のために残しておいたらどうかと思います。それと、高知県が設計した木造仮設モデル住宅の図面をほかへ流用してもいいよという確認があるがですが、そういうことをして、木造仮設住宅へつなげる道もつくって、なるべく安く上げる方法を取れなかったのかということと、今後これができた場合に、四万十町産材で四万十町で家を建てると、これがいくらでできますよと表示して、

四万十町へお試しで来た人が移住する場合に、新築の家を建てる時にはこれで建てれるというのをしっかり見える化をするためにも、どういうものを使うか分からんけど、15坪で1,750万円です。単純に割れば坪百何十万円ですね。こういうがじゃなしに、もっと手頃な価格でやれるようにしちよったら、一緒に販売も見据えた使い方ができると思うのですが、その点。

もう一つは、平成24年度に広井、大正中津川、両方整備されておりますが、広井の場合には、もともとは結構老朽化した教員住宅でありました。それを、平成24年度からお試し住宅として使ったという意味ですので、新築したわけではありませんので、かなり老朽化しております。これを今後どうしていくのか。例えば、改装してお試し住宅として使っていくのか、あるいは取り壊していくのか。そこら辺りのことを教えてください。

もう一点は、9ページの上下、10ページの上段、これを併せて、一般質問になったら、議長、止めてください。海洋堂ホビー館の事業全般を見てみますと、取りあえず聞きたいことは会社形態が変わった。そういうことがあったようですが、それについて説明はもらっているのか、また今後の運営、ホビー館は変わっていくのか、その点をお教えてもらいたいと思います。

この三つをつなげて言いますと、海洋堂ホビー館事業のリニューアル事業で施設を改修し、町内周遊磨き上げ事業でメニュープランを造成する。観光情報配信委託事業で、海洋堂ホビー館の情報ははじめ観光をPRする。つまり、今後、四万十町の観光の主体はホビー館を中心に動かすつもりなのか。ほかにもたくさん苦戦しているところはあります。例を挙げれば道の駅もそうですし、松葉川温泉もそうですし、ウェル花夢だってそう、あっちこっちの観光施設がすごい苦戦をしとるやないろうかと推察するわけですが、そこら辺りは今後どうやっていくのかという問題があります。一般質問にならないか、議長の裁量にお任せして、1回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず、資料6ページのお試し滞在施設整備事業について、木造仮設住宅の方式を持ち込めないかということでございましたが、今回のお試し滞在住宅の整備につきましては、県からちょっと加算された補助金をいただくようになっています。その内容としましては、やはり新型コロナウイルス感染症対策ということで、1室、例えば独自で1人でおれる部屋を入れるとか、そういうところを少し考えていかなくてはならないということで、15坪

ぐらいで少し大きめの住宅にもなっているところです。これから実施設計ということで委託業務をかけていきますので、その中で検討させていただきたいと思います。今日ここですぐにその状況を判断するということはちょっとできませんので、その辺は検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

それから広井の施設につきまして、現在の考え方としては、改修、取壊しとかということとは考えておらず、一定の修繕などを入れて、できるだけ使用していきたいと考えております。

次に、説明資料の9ページ、10ページ上段の周遊事業関連でホビー館を主体にしているという部分でご質問もいただきました。ホビー館自体につきましては、9月10日の高知新聞にもありましたが、社長が交代されたと大きく載っておりましたが、このことにつきましては、翌11日に宮脇専務とともに、新しく社長になられました佐藤社長が町へ挨拶に来ていただきまして、その中で、これからのホビー館の運営であるとかということもご説明をいただきました。

当然ながらホビー館につきましては、今までの宮脇館長、それから宮脇専務、その方々がホビー館の中を、展示部分でありますとかはやっていく。社長につきましては、経営のほう、雇用の継続であったり、そういうところに力を入れていくという形でご説明もありましたし、また社長自体がいろいろな人脈であったり、そういうものがありますので、そういうつながりを持って取り組んでいくという形でございます。そういうことで今大きく状況が変わるとかということではございません。

次に、ホビー館が主体になって、ほかの事業所への配慮はどうかというご質問をいただきました。これにつきましては、今回のそのもの、周遊事業でありますので、当然ながら一つの目的地にホビー館はなるわけですけど、その間、シールラリーであったり、スタンプラリーであったり、様々な町内の飲食店、また交流観光施設、そういうところを回っていただく形です。ホビー館は一つの目的地、それまでの町内の事業者、そこらと関連を持たしていただいてつくり上げていくものですので、ホビー館だけに観光客を呼んでくるという意向は全くありません。

また、10ページの観光情報配信委託事業につきましては、町内のPRにこれからつなげていこうという形で、番組作成ということになりますが、この中でも、ホビー館だけではなくて、町内の特産品であったり、名所であったりをまず周知させていただいて、これから新型コロナウイルス感染症の後に遅れをとらないように観光振興を図っていきたい。これ

については、町内事業者の皆さんの協力を得て進めていきたいと考えております。

それから、少しお試し滞在住宅で答弁が抜かっておりましたが、価格等の見える化、そういうところにつきましては、少し検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今回は委託費ということで、金額的には小さいですけども、今後のこともありますので、私からちょっとご説明申し上げたいと思います。

皆さん方ご承知のとおり、私が平成26年4月から担当させていただいています。それまでに、ホビー館においては、誘致というか、宮脇館長の思いもあったということで、それぞれ町として受入れをして整備をしてきたところです。そう私自身は理解しておりまして、だんだんに日がたつにつれて、やはりホビー館の役割というのが、私自身、明確になってきました。今、確かに新型コロナウイルス感染症の関係で2万5,000人ぐらい、ちょっと1年間の数字が落ち込んでおりましたけども、例えば興津とか岩本寺の半分くらいの方が目的を持って、来てもらっています。確かに人が足を踏み込みにくいという、へんぴなミュージアムということでもありますけども、やはり2万5,000人以上の方が来ていますし、今ちょっと持ち直しております。

もう一つは、ジップライン、こういった目的を持ってきていただいて、体験をしたいという一つの同種の施設であると思います。あと当然、橋本議員からご指摘があったように交流施設もありますけども、やはり目的を持って来ていただける施設の一つである。ちょっと言い方は悪いですけども、交流目的である施設の4番バッターだと私自身位置づけておりまして、是非私たちも、当然、先輩首長が誘致もしてもらっておりますし、議員の皆さん方、先輩議員もおりますので、可能な範囲、しっかり支える必要もあると私自身は考えています。

法外にやる考え方は持っていませんけども、そういった本当に地域への往来があるような施設について、さらに磨き上げをして、なるべく四万十町のブランドも高めていくという視点においては、やはりここの施設は全国からも評価をされておると感じております。確かにいろいろな意見があると思いますけども、今回こうしたさらにリニューアルをしながら、もっともっと交流人口が増加するような指定管理者の業務をやってもらいたい思いがありましたので、今回そういった全体のところを整理をしながら、どういった施設にするのかということの委託費を計上させてもらっております。

本当に町内たくさんの観光事業者、あるいは交流事業者がおりますけども、やはりそれぞれの役割を持ってやってもらっておりますので、非常に感謝をするところでございますが、とりわけ宮脇氏におかれましては、かっぱ館という自費で造った施設もありますので、そういったところは、私自身は非常に高く評価をさせてもらっておりますので、私も責任の範囲内で精いっぱい取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（下元昇君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 大体説明も分かりました。

ただ、一点だけ、先に聞こうと思って抜かっちゃったのですが、現在の例えば飲食や宿泊、そういうところへの経済効果というものはどのように捉えておるのか。また、これをやることによって、何%の伸びを期待しているんだという目指すところがあれば教えていただきたいですし、町長が言われる4番バッターです。4番バッターは大振りが目立ちます。ということは、空振りがあります。しっかりとした緻密な計画も立てて、空振りの少ない、三振のない、そういうものを目指していただきたいと思います。この一点だけお願いします。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきたいと思います。

今回新型コロナウイルス感染症の関係で、町内の観光業また宿泊、飲食店等、大きく影響を受けているというところは事実であると思います。ただ、昨年来から取り組んでおります周遊の企画につきましては、町内の80の事業者、そしてまた今年度高幡広域で行っておりますじも旅キャンペーンについては、町内で70の事業者に加盟していただいております。そういう中で、少しでも地域経済を回していくという取組を私たちはやっております。それを、どれだけ把握しているかというのはなかなか難しいところがあるんですけど、この周遊企画だけで、何店舗に何人が来てどれだけの売上げになったというところのはつかめるんですけど、全体的な調査自体にはまだ至っていないところですが、そういう形で、十分な検証ができていくかというところを言われますと、まだまだこれからという部分があります。ただ、昨年来もアンケート調査を実施したり、そういう蓄積はしていておりますので、地域経済に関わる効果的な事業をこれからも継続していきたいと考えております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第80号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第80号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。午後は1時より再開をいたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第2、議案第81号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第3、議案第82号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第4、議案第83号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第84号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第81号から議案第84号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 特別会計に参りましたので、先ほどのちょっと言いかけて引っ込めた分が1件ありましたので、お伺いをします。

予算資料12ページです。大正診療所の関係です。今回、感染症予防対策の関係で予算が付いておる分があります。中身は、エックス線透視撮影台一式3,740万円、それから屋外エックス線撮影システムということで825万円という大きな金額が付いて、これを更改する。恐らく現在使われているものより正確な画像診断が得られるということで変えると。新型コロナウイルス感染症対策で変えるということですが、資料も別添がありませんので、遠隔操作式エックス線透視撮影台一式と、遠隔ということでもありますので、何か耳新しい装置でして、どういったものなのか、構造的なもの、あるいは屋外でエックス線を利用するというので、その辺りの一式の動きというか使い方のところを説明していただくと、それから十和診療所にはこういったエックス線装置配備が果たしてあるのかないのかということで、今回大正診療所ということで配備計画となっていますので、まずはどういった使い方でこれを使用するのか伺いたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 予算資料の12ページの上段でございます。感染症対策用医療機器購入事業の部分について説明させていただきます。

中屋議員からより正確な説明をということでございますが、現在も遠隔操作式のエックス線透視撮影台というものはございますが、まず遠隔操作というのは、隣の部屋からという意味でございまして、直接操作をしなくても隣の部屋から患者に声がけをしながら撮影ができるといったものでございます。

それから、エックス線透視撮影ということでございますが、主な用途といたしましては、例えば食道ですとか胃、腸、そういった消化器管の撮影がメインの機械でございます。ですが、今回新型コロナウイルス感染症の拡大ということで、より正確に診断するために断層撮影、CTなどでも使われる方法でございまして、輪切りにしたような格好でより正確に見ることができます。また、新しいエックス線透視撮影台につきましては、2種類の放射線を1度に当てることができまして、皆さん1度はレントゲンを撮られたことあるんじゃないかと思いますが、黒いフィルムに骨と肺の輪郭などが胸部撮影をすると出るわけですけども、その新しいものと、骨は骨、それから軟部組織、肺は肺という形で別々に見ることができます。つまり、骨の裏の部分で今までなかなか撮影ができなかったところが見ることができるようになりますので、放射線技師や医師が早期に肺炎像を発見することができるということになります。

それから、もう一つ、その下の分ですけども、屋外エックス線撮影システムですが、い

いわゆるドライブスルー方式でPCR検査をするといったことが全国的にも言われておりますけれども、一步進めて、屋外でエックス線撮影ができるという仕組みを取って、院内で感染が広まらないようにしたい。ライフラインといいますか、医療施設として院内感染をしてしまうと、診療所閉鎖ということにもなりかねませんので、そういった症例、肺炎等が疑われる場合には、外でエックス線撮影をして診断するといった形を取りたいということで、新しく機器購入をお願いするものでございます。

十和診療所でもこういう整備にしないのかということでございますが、十和診療所には放射線技師がおりませんので、十和診療所でそういった症例があった場合には、大正診療所から放射線技師が行くか、この屋外の装置を持っていくとかという方法を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 事務長から大変詳しい説明をいただきましたので、十分分かりました。CTスキャン的なことができる新しい機器が入ってくるといいますので、関心はあります。十和の関係も分かりました。確かに技師がいなければできない。移動式でということで、十和での撮影も可能ということですね。

それで、もう一点だけ聞くんですが、事業計画では令和3年、令和4年ともに160万円の予算が付いていますので、この160万円というのは、新しい透視台を入れて維持管理するためのものなのか、そこの辺りだけもう一回聞いておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 後年度、令和3年度、4年度に160万2,000円という金額を付けておりますが、これは保守管理費用でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一括質疑になりますが、私は大正診療所と十和診療所の二つの議案に併せて一括して質問してみたいと思います。今回もかなりの金額が計上されていますが、私も月に一遍、大正診療所に血圧の薬をもらいに通院をしています。いつも気になるのは、診療所や役場へ行くときはしっかりとマスクはしているわけですが、患者として椅子に座って見たときに、患者だけが出入りするわけではありませんね。私は患者ですの

で、必ず受付を通した段階で、看護師から体温を測らせてくださいという形で体温測定をします。しかし、いろんな方が自由に出入りしてますが、患者でない方の体温測定はしていません。当然入院患者もいまして、そこは見ることはできませんが、出入りしている様子を見るわけですが、そういったときに、特に私ども高齢者が診療所へかかっている方が多いので、特に高齢者が新型コロナウイルス感染症にかかると重症化するということですので気を付けていますが、万が一うつしたりうつされたりする場合があります。できれば民間病院で、町内でも備え付けておられますが、自動体温測定器というか、正式名は分かりません。そういうものを町のそういう施設に整備していただければ、安心して患者もかかれるかなと思います。十和診療所はどういう形か入ったことがありませんので分かりませんが、大正の場合はすぐ受付がありますので、もしセンサーが鳴るとなりや、すぐに対応できますが、そういった事業は今回計上されていませんので、それはなぜかなと。是非ともこういった新型コロナウイルス感染症対策費用として計上してほしいと思うわけですが、その点だけ。十和、大正診療所に整備をしてほしいという思いですが、いかがでしょうか。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 議員おっしゃられました患者でない方の体温測定についてお答えしたいと思います。

まず、診療所に出入りをされている事業者、例えば薬品とか、医療用機械を売りに来たりとかといった販売業者は、まず、営業所で体温測定をしているということで、一時は制限をかけて、外でいろいろなことの受渡しですとか、事情を聞くというような話をしておりましたけれども、現在のところは全ての事業者が出社した時点で体温測定などをしているということで、今のところ厳しく制限をしていない状況にはあります。

あと、それ以外で患者でない、例えば病棟にお見舞いに来ていただいたご家族の体温測定については、現在厳しく制限しているわけではありません。ですが、自動で体温測定をする機械を導入するとなると、イニシャルコストのほかに運用面として、その機械にもよりますが、例えば熱がある患者以外の方がいらっしゃった場合に、警報ランプが光るとか、それからアラーム音、警報音が鳴るといったことになった場合には、その方に対するちょっと心情的なところも考えないといけないかなと思ったりもしますので、その懸案事項を踏まえて検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 検討というのは大体やらんということですが、新型コロナウイルス感染症はいつ終息がするか分らんわけですね。1年、2年かかるか分らん。お互いが安心する意味でもあったほうがいいと私は思いますし、安心ができるかなと。当然温度設定によっては警報が鳴ったり、赤色灯が点滅するかもしれませんが、それはそれでお互いが安心し、また気を付ける度合いも違ってきますので、是非私は付けるべきだと、この際付けてほしいなと。ましてや、町内では付けていますので、大正診療所、十和診療所は付けれんという理由にはならんし、窪川の病院で鳴るかもしれません。それはそれで、そのための自動体温測定器ながですよ。それは、個人のプライバシーよりもやっぱり皆さんのためにというのですが、そこまでしか答えるところがないので、町長、どんなものでしょうかね。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私もそれで測ってもらったことがあります、自動で。非常に便利です、異常ありませんという表示というかメッセージが出ますので。ただ今、事務長のレベルでのお答えだと思いますが、例えば特別養護老人ホームとか、それぞれ職員も含めて常に変化が出てきますので、そういった支援では必要な機器だと思います。あとは現場でちょっと予算措置のことがあると思ってお答えだと思いますけども、これはしっかり受け込んで、財源も含めながら、それこそ前向きに検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第81号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第82号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）

を採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第85号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第86号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第85号及び議案第86号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第8、議案第87号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第88号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第87号及び議案第88号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第10、議案第89号令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第90号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第89号及び議案第90号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号令和2年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されま

した。

これより議案第90号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号令和2年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第12、認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

認定第1号につきましては、質疑終了をもって後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 前の席の方が質疑ありませんと言いましたが、私はありますので、質問いたします。

令和元年度の歳入歳出決算書、分厚いものをいただいていますし、監査委員の報告書もいただいております。それに大まかに目を通しながら、気がついた点について何点か質問し、理解を深めたいと思いますが、先ほど議長が申し上げましたように、決算特別委員会を質疑終了後、閉会中の審査があるようですので、わきまえながら質問をしていきたいと思っています。

歳入決算、普通会計決算の状況というのを、町からいただいています。見ながら聞いてください。

2 ページで、歳入の特徴ということで、基準財政需要額で、障害児の受入れ人員の増により社会福祉費が増となったことなどで、9,500万円の増となったと書いてありますが、一つは詳しいこの内容について、どういう形で障害児の受入れ人員が増えたという内容についてお伺いをしてみたいと思います。

それと、併せて7 ページの中で、本来、本町の基準財政規模というのが、令和元年度では85億9,400万円余りで、しかしながら、実質の決算額では、歳入が174億4,800万円と、ほぼ倍額の歳入の決算額になっていますが、財政規模から言えば、ずっと合併以来、基準財政規模には程遠い歳入歳出決算が毎年度報告をされていますが、合併10年を過ぎていくと、合併算定から一本算定に、今年度は90%の合併特例債に伴う交付税の減額がされていますので、こういう決算状況で今後いいのかということです。

基金については、財政調整基金と現在基金が50億円余りあることは、報告書を見れば分かるわけですが、やがてこれも取崩しをしながらやらなければならない問題が出てくるのは、老朽化した道路、橋梁、公の施設等の改修費が今後ますます増額になり、明らかに歳出が増えてくるだろうという中で、このままの歳入歳出規模でいいのかどうか。

監査委員も指摘していますように、経常収支比率も93%を超えるような、非常に財政の硬直化が数字上では見えてきますので、町長、今後経常収支比率を下げるために、何らかの手だてをしていかなければ、私は、今はまだ財政的な余裕はあると思っていますが、将来的に逼迫してくる状況が生まれるのではないかなと認識をしています、その点について見解を求めたいと思います。

それでは、主要な施策の成果説明書をいただいていますので、何点か質問をしてみたいと思います。

成果表の17 ページの中で、ちょっと私の地区のことですので、事業の実施内容というところで、13番、最後に「大奈路集会所」と、危機管理課長、書かれています、この前も過日言いましたように、大正大奈路には「大奈路集会所」はありません。もう少しそこら辺の認識を持ってもらって、なけりゃどうするかというところまで、十分内部で詰めてもらわないと、こういう書き方で出されたら、もう将来にわたってずっと残っていきますので、現在「大奈路集会所」はどこにもありません。たまたま休校中の学校を、集落総会などでは使っていますけども、あったかふれあいセンターでも使っています。集会場という位置づけはそうでしょうが、正式名は「大奈路集会所」ではありませんので、その点十分お願いしたい。

あと問題は事業の成果です。下の２段目に書いています。避難所運営に必要な資機材をあらかじめ整備していくということで、発災時の避難所の開設から運営までスムーズに行うことができるということは大事です。先ほども言いましたが、各地域に避難所はあっても、入浴施設がないところがありはしないかなと。そういったことも含めて、早急な整備が必要ではないかなという点ですが、令和元年度はありませんので、この事業成果を踏まえて、今後の整備の在り方について、私は町長に聞きますが、目は担当課長に向いていますが、どう考えるかお考えをお聞きしたい。

次に29ページ、健康福祉課の中で、これはいつも中屋議員からよく指摘されています。内容は私も分かっています。事業の実施内容については、大正地域はたった1人が利用しているということです。十和地域25人、窪川地域216人ということですが、大正地域の地元ではこれを運営する人がいないからと再々答弁されていますが、ここに成果で書かれていますように、一番下です。サービスを利用できない地区があるという課題である。課題をいつまでも課題ということで毎年繰り越されても困るかなと思いますが、できれば、この課題を一步一步解決してもらう努力をしてほしいなという思いですが、多分、後ろの課長が答弁されるかどうか分かりませんが、自分の分かっている範囲で結構ですので、無理なことは答弁を求めませんので、できる範囲で答弁をいただけたらありがたいなと思います。

次に、47ページでちょっと驚いたのが、年々高齢化が進み、要支援者が年々増えているのかなと思っていました。事業の成果の中で、要介護、要支援の認定者数が、平成30年度と比べて、去年の決算ではトータルで要支援1から要介護5までの人数が減ってきたというありがたい結果になったというのは、これはやはりそういった意味で様々なサービスを提供しながら、重度の認定者を減らしてきたということだろうと思うわけですが、その評価についてお答えを願いたいと思います。

それと、もう一点、次は監査委員から報告書をいただいています。二点だけお伺いをしてみたいと思うのは、3ページで財産に関する事という形で、監査委員から指摘されています。4番、財産に関する事。財産に関しては、整備を要する課題はあるものの、おおむね適正に管理されていると認められるという書き方ですが、監査委員はご承知の上、執行部にもこの問題、課題については報告していると思いますが、町長、実際、監査委員から財産に関する整備の課題というのはどういうものか、どういう指摘を挙げられてきたのか、答弁をいただきたい。

それともう一点、6 ページ、不納欠損、収入未済、不用額という中で、住宅の新築資金貸付金が毎年度多額な未収として、今回も6,000万円余りが計上されています。今までは特別会計であったのが、去年から一般会計に入りましたので、決算書を見ると、令和元年度、現年の徴収が、町長、5 万円です。過年度分が380万円です。それだけの徴収率でしかありません。ある面では、これは大きな全国的に自治体が抱える悩みの事業でもあります。毎年度決算時に、こういう形で何千万円も上がることがどうなのかと。当然徴収努力はされていると思いますが、5 万円という数字を見ると、どこまで未収に対する努力をしているのか評価し得ません。その点について、町長のお考えをお聞きしたい。

次 8 ページ、私の認識とちょっと違いますので、こう書かれています。令和元年度水道料金の収入未済額については539万9,000円、不納欠損が5万5,000円となっていると。滞納者には給水停止措置を含めた徴収対策を行っているがということですが、給水停止措置というのは、旧大正町でもこのことを聞いたときに、いや全部完全に水道を止めることはないと執行部から答弁いただきましたが、四万十町になって、一つの基本的な考え方については、ここまで完全に止めるかえと。命の水でありますので、旧大正町では若干の止水栓は緩めるけれども、ぱっとは出さんぞという答弁をいただいた記憶があるわけですが、完全停止するかどうか。これは、私は命に関わる問題ですので、こういう完全停止措置を取るとしたら、私は人の命に関わる問題ですので、やめるべきだと指摘しておきたいんですが、その点について執行部の考えを聞いて、1 回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 最初に、令和元年度四万十町普通会計決算の状況についてのご質問がございました。その件をお答えしたいと思います。

まず、2 ページに記載しております普通交付税を算定する際の基準財政需要額が9,500万円増加になったと。その要因として障害児の受入れ人員の増などにより、社会福祉費が増となったと。これ、詳しいことを教えてくださいということですが、これは、全国的にはありますが、保育所において障害児の受入れ人員が、増えるであろうということが一点。また、資料には書いておりませんが、人づくり革命に基づいた保育士の処遇改善経費として措置されたということがあって、社会福祉費全体で一定の算入措置がございました。これは個別に算定をきっちりして、いくらという金額を示すことはできませんが、こういう項目で算定があって、社会福祉費において増やしますよということでございます。

基準財政需要額につきましては、そういう増える要因、そして減る要因は様々ありますが、結果として9,500万円増えましたので、その主な要因としてこういう記載をさせていただきました。

それから、7ページについてであります。これは主要な財政指標の状況ということで、まず標準財政規模についてご質問がございました。これは、用語説明にも書いておりますが、標準財政規模と申しますと、地方公共団体の通常的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模でありまして、これはそれぞれの普通交付税を算定する際、基準財政収入額を算定しますが、そのときに出てくる数字でありまして、実収入額とは違いますので分かりにくいかもしれません。例えば地方交付税のうち、特別交付税などは標準財政規模に入りません。よって、歳入の決算額につきましては、特定財源も含まれて膨らんでいるところもありますので、一概にこれと比較するものではありません。用語説明の中にいろいろと財政指標がいくつかあると思いますが、その中で示しておりますように、標準財政規模に対する割合と書いてありますが、そういった指標においてこの数字を使います。それぞれ意味がある指標ですので、この標準財政規模を用いてその率で財政の状況を判断するというものでございます。結果としてその額が減っておりますので、標準財政規模に対するですので、分母にこの数字が入ってきますので、この規模が小さくなると、その分子の兼ね合いもあるんですが、財政的にはやっぱりしんどくなると思っております。

それからもう一点、経常収支比率の改善を含めて、財政をどう運営していくかということであったと思いますが、計算式を申し上げますと、分母においては経常的な一般財源というのが分母に来ます。そして、分子が経常的な経費に充てた経常的な一般財源、つまり経常的な一般財源が分子に来ますよと。これが92.9%ですので、かなり厳しい。これは、100%から92.9%を引いていただくと7.1%になると思えます。つまり7.1%しか町の裁量で使える臨時的な経費に充てることができませんでしたという数字ですので、かなりしんどいことになっていると思えます。しかし、実際にはふるさと納税などの寄附金がありますので、この寄附金については町の裁量で行う臨時的な経費へも充てておりますので、実際にはこういった寄附金などによって、そういった厳しい状況、しんどいところをカバーしてくれているのかなと思っております。

ご質問いただいたこの率を改善していくためにはということは、分母の歳入を増やすことはちょっと難しいと思えますので、分子の経常経費を削減していくということで、人件

費とか公債、借金返済です。公債費繰出金、補助金などを抑制していくということです。簡単なようではありますが、大変難しくて、監査委員の意見書にもありますが、人件費の削減は住民サービスが行き届かなくなるということもありますので、住民生活に関わる経常経費を削減していくときには、注意する必要があると思っています。こういう動向も注意しながら、今後においても、確かな財政運営を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、私から、主要な施策の成果説明書17ページについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、17ページ、下から2段目の大きな枠囲いの四角枠、昨年度、令和元年度において環境整備を行った避難所は13か所ありますよと記載させていただいておりまして、13番目に「大奈路集会所」と記載をさせていただいております。大奈路集会所につきましては、窪川地区の東大奈路地区の集会所でございます。ちょっと記載の仕方が分かりにくくて大変申し訳ないんですが、窪川地区の東大奈路地区も、合併前は大奈路地区と言っております、集会所の名前が現在でもそのまま大奈路集会所が引き続き継続をされておるようでございますので、そこの地区の集会所の環境整備ということになります。

なお、ここで実際に何を買ったのかということになりますが、これは、大奈路集会所で使う資機材でございます。令和元年度に2次避難所の比較的避難者が多い避難所、窪川中学校とB&G海洋センターになりますが、そちらに沿岸部に整備しました埋設型の防災倉庫、発災時にトイレに代わるというものですが、それを整備いたしました。そのトイレに使うキットです。これは、大規模な災害でないときは一般の避難所でも使えますので、そういった意味で、大奈路集会所にそれを持っていくということで、大奈路集会所の名前で整備をしたということになります。

それから、二点目に入浴施設を環境整備としてしないのかというご質問でございますが、これにつきましては、現在行っております避難所の環境整備の事業につきましては、高知県の避難所運営対策補助金という県の補助を3分の2いただいて順次整備しております。現在、県の補助の補助要件の中に入浴施設が対象外となっておりまして、県の補助をもらっている間はこのルールは守らなければならないとなります。現在のところ、四万十町内の全ての避難所において、入浴施設ができ上がっている避難所はございません。今後、県にもこの要望はしっかりとお伝えをしてやっていきたいと思っておりますけれども、今の

ところまだ基礎的な環境整備、資機材の整備に限定されているところもありますので、これが済みましたら、その後対象となる可能性はあるということでお答えもいただいておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（下元昇君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 主要な施策の成果報告書の29ページの配食サービスについてお答え申し上げます。大正地域の利用者は1人でしたが、今年度になって4人に増えています。大正全域が対象地域となっております、今後も必要な方に届くように充実に努めていきたいと思っております。

それから、47ページ、介護保険給付の状況で認定者の数が減っているという点です。トータルでその前の年と比べて12人、確かに減っております。それも要介護3から5の重度な方と要支援1の方の減少が目立っております。これの要因を現場でも考えましたが、全体の人口が減っていることと、認定者はそれでも1,500人台でずっと推移していますので、ひょっとしたら一時的なものかもしれません。今後の状況を考えていくのに、75歳以上の後期高齢者はこれからも増えていきますので、こちらとしても介護予防により力を入れながら、必要な介護サービスが提供できるように十分注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私からは監査意見の3ページに記載されております財産に関する事ということで、監査委員からは財産に関して整備を要する課題といった文言があるわけですが、こちらについては、一般質問等でも議論になりました町の遊休施設でありますとか、遊休土地、そういった用地でありますとか、さらには大変多くの普通財産、行政財産を有しております。そうした公共施設が古くなってきてますので、それを長寿命化計画に基づいて、これから順次整備もしていくわけであります。さらには、公共施設の管理運営計画に基づいて、今年度から個別計画も策定するように事業を進めておりますので、そういった点につきましては、適正に管理されていると評価をいただいたものと理解しているところです。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） ご質問の決算審査意見書の8ページのところで、水道の

完全停止というご質問でしたが、これは長期の滞納とか、そういったことで通知、催促なんかも定期的にやっていますけど、少しでも入金があれば、停止ということはありませんけど、悪質といいますか、そういった納めることができるのに、少しも納めてくれないということであれば、全体的な状況を確認して、そういうことも必要になってくる場合もあるというところですよ。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、環境水道課長からあった点から再度質問しますが、長期滞納者については給水の停止をしているという答弁。

○議長（下元昇君） 12番議員、質疑の途中ですが、建設課長から追加の答弁がありますので。

建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 住宅新築資金等貸付事業についてのご質問をいただいておりますので、お答えを申し上げます。

現在、これにつきましては、建設課が主管課になっておりますが、税務課に債権を移管している部分もございます。両課で協力しながら回収に努めているところですが、貸付金を借りられた方のほとんどがもう60歳を超えられて、非常に収入の少ない方や生活保護などの受給者の方もいますので、非常に回収には苦慮しゅうというところがございます。これが実情ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 税務課からも、その件について答弁させていただきます。

実は平成20年度に、四万十町としては、議会の要請により滞納整理本部を立ち上げております。そして、いろんな取組をしたんですが、なかなか未収が増えるという状況が続きました。平成23年度に債権管理条例をつくりまして、平成24年度から私債権等については、大口については税務課で対応するという形で今までしまして、この件については裁判所等へ、議会の事前同意、事後同意を得ながら15件ほど訴えて、対応してきたという経過があります。

10年前の平成21年度には、収入未済額が2億5,648万2,422円あったわけですよ。令和元年度末においては1億6,210万4,504円まだ残っている状況で、その間9,437万7,918円を回収

いたしました。そういった努力もして、もちろん訪問徴収なんかもいろいろさせていただいて、9,400万円余りを回収できた経過があります。

実は、今回の不納欠損で6,000万円余り落としたという経過については、議員もご存じのとおり、既にもう時効期限が過ぎている債権がほとんどということで、ただ私債権については時効の援用がない限りは不納欠損できないということですが、条例がその市町村にあれば、条例に基づいて落とすことができるという条文がありまして、それに基づいて、今回主に生活困窮者、生活保護者、それから行方不明者等を中心に不納欠損をさせていただいたという経過でございます。それが6,087万3,000円となっているということです。

以上です。

○議長（下元昇君） 2回目、12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） おおよそ分かりました。ただ、環境水道課については、長期滞納者というのは、現実的に払える方で払わんという捉え方のような答弁をされましたけれども、ただ、水というのは人間が生きていくために、いくら長期滞納者であれ、例えば私どもの田舎では山の水を引いちよられる方であれば、止められても水は飲めるかもしれませんが、状況は分かりませんが、一つは長期滞納者というくくりの中で、短期は止めんと。長期は止めるという執行部の基本的な考えの下でやっているのかどうか分かりませんが、要するに長期の滞納者は完全に給水停止措置を取るというはっきりした答弁をもらえれば、考え方も違いますが、その点お願いします。

総務課長から答弁いただきました。大体用語説明が主であったように思いますが、私が感じるのは、今確かに基準財政需要額で、そういう国の経過があつて、需要額は増えたのだという説明ですね。それと併せて、よく言われるのは合併特例債も含めてもそうですが、いや有利な起債ですと、後々交付税で措置されますと言うて、ずっと地方債を借りてきました。言いたいのは、交付税が増えたけんというてただ喜ぶだけではないと。問題なのは標準財政規模、いわゆるそれぞれ自治体に人口、面積等で、いろいろ施設等で財政規模というのは、大体国が、この四万十町であればこれくらいの一般的な予算があれば運営できるというのが、財政規模だと思うんですね。需要額というのは、地方税を算定する上で、需要額引く地方財政収入額を入れたら、これだけの交付税が入ってきますという足し算、引き算じゃと思うわけですが、言いたいのは、経常収支を下げるためには、いわゆる人件費、物件費等義務的経費の中で、下げるものは下げていかんと改善しやしないんじゃないかと。そしたら、その努力をするためには、経常経費を下げるためには、じゃどうい

う形で今後、一気にはいきませんわね。どういう努力をして、経常経費を下げて、投資的経費を増やしていくのかという視点に立って物事を考えていくべきではないかなというのが私の単純な発想ながです。

確かに一番簡単な、職員の首を切ったらええわということを私は言うつもりはありませんが、ただ物件費の中にたくさんの非常勤の職員がおられるのも事実。そこら辺の精査もしっかりしながら、人件費と物件費の中で削減すべきところがあれば、そういう努力をしていくという答弁を私は欲しいのですが、簡単で簡単ではないわけですが、そういう努力をする。硬直化しているという指摘を監査委員から受けていますので、毎年、じゃその努力をどうしていくのかというのは、監査委員の指摘に応えるべき、私は執行部の責任があると思うわけです。だから、そういう努力をどうしていくのかという点をお聞きしたい。簡単ではありませんが、どういう努力をしていくかという方向性を示してほしいとは思いうわけです。

それと、ほかについてはいろいろ質問しましたが、興奮しすぎて何を質問したか分かりませんが、その点と水だけ答えてください。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 水道を止めるというところでは、そうしているということとであります。ただし、再三、その前の状態で通知、催促を何回もする。それから、仮に止める場合なんかは、支払能力があるのに支払わない人とか、公平で公正な徴収に努めるということで、最後の抑止力といいますか、給水停止という断固とした措置も取らないと滞納者が減らないということにもなってきますので、状況によったら、そういう最後の手段としてそういう方法は取っております。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今、議員ご指摘のありました経常収支比率による財政の硬直化というご視点でございますけども、やはりこれは私も非常に今課題だと考えております。確かに財政調整基金であるとか、そういった部分については基金に積み立ててはございますけども、やはり恒常的にこういった数値で進むと大変厳しい財政状況を余儀なくされるというのは、議員のご指摘のとおりです。

ただ今、昨今の行政サービス、行政事務を見たときには、非常に命に関わる施策等々をどうしても組み込まなければならない状況にあります。当然昨日のご質疑にもありました

ように、専門的な職員も今増えています。ですから、やはりそういうところをしっかりと支えながら、しかし、今言われたように人件費であったり、扶助費、そして今一番私が気になっているのはやはり補助費です。これも、財政の硬直化につながっていく可能性が十分ありますので、ただそうなると、どうしてもそこには住民サービスとの駆け引きというか、整理が必要になってきます。ですから、今後そういったところを、確かに少ない人数で最大の効果をということは念頭に置いて、採用試験の段階においても、今までは欠員することなく10人退職すれば10人雇ってきていましたけども、やはり会計年度任用職員もいれば、増員も含めて整理をしていきたいと考えています。

ただ、直接住民サービスにつながる業務については縮小する状況にはないと思いますので、その辺の整理も含めてやっていきたいと思いますし、もう一つはやはり公債費の借入れです。これは、今後の本当に子々孫々に大きな負担を、ツケを回すということになりますので、ここも私の本町の財政力に応じた中期財政計画の中で基づいた起債の借入ということを念頭に置いて、そういった財政運営をしていきたいと思います。

確かに今は年度、年度の予算は組めます。ふるさと納税があって組めてますけども、それがあるがゆえに、こういったことも招いておるかなと考えていますので、それはもう十分に注視をさせていただいて、1人でもそういった福祉が滞ることのない状況をつくりながら、しかし、財政運営はしっかりそういった視点で切り盛りしていきたいと思いますが、なかなか今言われるように厳しい状況にあります。特に補助費なんかが、地域力が下がるとどうしてもそれが公助、公的なところに負担が来て回るのは事実ですので、その辺も含めて、住民の皆さん方の力もいただきながら、支えられるところは地域で支えていただく。そして、公がやる責任において公がしっかり財政支出をするという考え方をしっかり入れながら、今日ご指摘いただいた財政需要、財政の硬直化については極力抑えていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 一点お伺いします。監査委員から審査意見書をいただいておりますが、その中で25ページに不用額、ちょうど中ほどに載っております。この不用額というのは、事業するにおいて予算と執行の関係で、かつちりとぴったりと収入支出が合うというわけではないと思います。これは誰が事業をやってもなかなか難しい。そんなことはもう神業ですので、できんということはよく分かっておりますが、そこで、町長にお聞きし

たいのは、この不用額の関係で、執行権と議決権、これをどのように考えておるかということをお受けして、そして、次の決算特別委員会の中で、また考えていきたいと、見ていきたいと思いますので、まずは執行権と議決権はどのような関係になっておるのか。その基本的なところを聞いておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 毎年度、予算提案をさせていただいて議決を受けるわけです。それは3月定例会で当初予算を組んで、ご審議いただいて、6、9、12月で、3月も含めて補正予算で最後に成立するという考え方は持っています。ただ、今、水間議員がご指摘のとおり、やはり議決いただいたものについては、我々執行する責任がございます。これはもう本当にそういう認識でおりますけれども、やはりいろいろな、例えば今回の新型コロナウイルス感染症においてもそうですが、想定する予算と実際になくてはならない予算にちょっと差異があつて、今回も一定予算枠をつくるということも、令和元年度においてもあっております。なかなか今言っていたように、ぴったり来るとするのは困難でございますけれども、やはり私自身は提案した以上、会議に対しても、それから様々な庁議においても、しっかり執行するようということとは常々指示しておりますけれども、どうしても結果的に差異があるということで、場合によっては3月の私の専決で落とすという方法もありますけれども、現在のところそういった措置をしておりませんが、本当に議決権は、私自身もしっかり肝に銘じて、大事にしていて、それに伴う執行は精いっぱいやっておるという結果で、こういった4億円ぐらいのどうしても不用額が出るというのは、やはりやむなしかなと思いますけれども、やはり予算の整理上、そういった意味を防ぐのであれば、専決で私が整理させていただく方法も、この間ちょっと内部で議論をさせていただいたところでございますので、そういったことも含めて、我々は精いっぱい議決いただいた事項、事業においては、様々な施策においてはしっかり遂行していくということは肝に銘じておりますけれども、結果としてこういった不用額が残ることは非常に申し訳なく思っております。

今後なるだけ不用額が減るような現場、現場での対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議決権はしっかり肝に銘じて執行していきたいと思っております。

○議長（下元昇君） 9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） 町長の基本的な考え方を聞かせていただきました。やはり執行権

とか議決権は、これは言うに及ばず、誰でもこの議場におる方はみんな分かっておると思いますので、その基本に、なるべく従っていくということで、町長の考え方がそのようです。私の考え方と同じだと思いましたので、今後とも少しでも不用額が減っていく努力もしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、この後設置を予定しております決算特別委員会に付託を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。

ただいまより暫時休憩をします。2時20分まで。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第13、発委第4号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） それでは、発委第4号。令和2年9月17日。四万十町議会議長下元昇様。提出者、四万十町議会運営委員長酒井祥成。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

発委第4号の提案の趣旨説明を行います。

それでは、議会運営委員会で提出いたしました発委についてご説明をいたします。

発委第4号四万十町議会決算特別委員会の設置について、お手元に配付をしております議案のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

次のとおり、決算特別委員会を設置するものとしております。名称は四万十町議会決算特別委員会、設置根拠は地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条であります。

目的といたしましては、四万十町議会第3回定例会に、認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について執行部から提案がなされました。この議案は、今期定例会の期間だけでは十分な審査、精査の時間が取れないものと思われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中にも継続し、決算審査を行うことを提案するものでございます。

委員定数といたしましては、7名を提案したいと思っております。任期は第4回定例会会期決算審査の報告までとなっております。

議案付託につきましては、決算特別委員会に、認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について付託を行うものでございます。

四万十町議会決算特別委員会の設置について、次のとおり四万十町議会決算特別委員会を設置するものとする。

1、名称、四万十町議会決算特別委員会。

2、設置根拠、地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条。

3、目的、四万十町議会第3回定例会に認定第1号令和元年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について執行部から提案がなされた。この議案は、今期定例会の期間だけでは十分な審査、精査ができないと思われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も決算審査を行うことを提案するものである。

4、委員定数は7名でございます。

5、任期、第4回定例会決算審査の報告まででございます。

以上でございます。ご審議の上、ご決定をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第4号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中も継続して決算審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費につきまして、当分の間は令和2年度予算から支出するものいたします。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第14、四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ただいまから氏名を読み上げます。四万十町決算特別委員会委員、2番榎野章君、4番古谷幹夫君、6番武田秀義君、9番水間淳一君、10番中屋康君、12番田邊哲夫君、14番村井眞菜君、以上7名であります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

令和2年9月17日。四万十町議会決算特別委員会委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会決算特別委員会を招集しますので、出席をお願いします。

日時、令和2年9月17日午後2時30分。場所は3階の委員会室。

それでは、四万十町議会決算特別委員会開会のため、ただいまより暫時休憩をします。
10分間の休憩、40分までとします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

四万十町議会決算特別委員会委員長田邊哲夫君、副委員長中屋康君、以上のとおりであります。委員の皆さん、よろしく願いを申し上げます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第15、認定第2号令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号令和元年度高幡西部特別養護老人ホーム組合各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。認定第2号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第16、発委第5号JR予土線の利用促進に関する決議を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） それでは、私から説明をさせていただきます。お手元に資料を配付しておりますので、お目通ししていただきながらお願いいたしたいと思います。

発委第5号。令和2年9月17日。四万十町議会議長下元昇様。提出者、総務常任委員長古谷幹夫。

JR予土線の利用促進に関する決議。

上記の決議案を別紙のとおり、提出いたします。

決議案の内容に入る前に、提案理由を説明させていただきたいと思います。

予土線利用促進協議会の構成自治体、愛媛県、高知県においては、これまでも予土線の存続を図るための取組が行われているところです。民間の取組としても、JR予土線圏域の明日を考える会の設立に取り組んでいるところですが、新型コロナウイルス感染症禍の影響で総会が実施できていない状況と伺っております。

先般、JR四国が公表した路線別収支によると、予土線が最も収支が悪いとされており、現在の状態では存続が危ぶまれる状況となっておりますが、鉄道は地域の活性化にとって重要なインフラであり、特に高齢化、過疎化が進む四国西南地域にとってはなくてはならない資源であると考えます。そこで、行政だけに任せるのではなく、鉄道の必要性とその存続について、沿線に住む、あるいは沿線に関係する住民の声を、議会としても行政と連携しつつ、JR四国や関係者にその思いを届けていく必要があると考えております。

このため、予土線存続の取組として、JR予土線の利用促進に関する決議を行うものでございます。決議案を、少し長いですがけれども、朗読させていただきたいと思います。

JR予土線の利用促進に関する決議（案）。

JR予土線は、地域住民の生活、経済活動の基盤であり、地方創生や観光振興、環境問題等への対応といった観点からも重要な社会インフラとして、沿線地域では利用促進に努めてきた。

JR四国においては、これまで利用者減少による収支状況の厳しさが課題となっていたが、同社が平成31年3月に公表した路線別収支において、全18区間のうち17区間が赤字に

陥っている中であって、特にJR予土線が突出して営業係数が悪化しているという点がクローズアップされ、今後の存続に対し、危機感が高まっている。

また、本年に入り、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの影響は甚大で、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されるなど、今後も全国的な感染拡大防止対策を進めていかなければならない状況下において、公共交通機関はかつてない厳しい時代を迎えている。

しかしながら、四国循環線の一翼を担うJR予土線が存続することによって、四国全体の鉄道ネットワーク維持につながり、しかも、本路線は単なる交通機関にとどまらず、地域の風土、生活文化そのものであり、失われることによって本地域の急速な衰退につながるものが懸念される。

以上のことから、本町議会は四国の鉄道網が直面している厳しい現実を受け止めながら、地域にとって鉄道が必要不可欠なものとなっている現状を再認識するとともに、将来にわたって維持されるべき鉄道としてJR予土線の存続を目指すこととし、住民と共に利用活用促進活動を展開することとする。

以上、決議する。令和2年9月17日。四万十町議会。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号JR予土線の利用促進に関する決議を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発委第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第17、発議第4号消費税減税を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 高知市内の団体から、消費税減税を求める意見書が届きました。先般の議会運営委員会で、今回は常任委員会に付託せずに掲示をするという方向を取りました。ですから、これは私は大事な課題だと思ひまして、田邊哲夫議員と村井眞菜議員に賛同を呼びかけまして、提出いたしました。よろしくお願いいたします。

読み上げる前に、私から思いをお伝えいたします。お聞きください。

今、政府与党である自民党内で消費税減税論がくすぶっています。理由は、新型コロナウイルス感染拡大によって、大きく落ち込んだ景気を刺激するためでございます。英国やドイツなどでは、日本の消費税に当たる付加価値税の減税に乗り出しました。減税すると税収は減るが、消費は活発化する。首相の経済ブレーンとして知られる本田悦朗元内閣官房参与は国会内で講演し、新型コロナウイルス感染症禍の経済対策に消費税減税は有効だと指摘しています。

講演会を主催したのは、自民党の若手有志30人がつくる議員連盟日本の未来を考える勉強会です。党内には、財政赤字が増えても問題なしとする現代貨幣理論を支持する議員もいます。そのために、消費税減税を容認する自民党議員は100人近くに達すると見られております。

新型コロナウイルス感染症禍での経済復興を優先するため、欧州各国は消費税減税に相次いで取り組んでいます。英国は、レストランやパブで飲食する場合の付加価値税を期間限定で20%から5%に下げています。財政規律を重んじるドイツも19%から16%に引き下

げ、食品等に運用する軽減税率は7%から5%になっています。オーストリアでは、アルコールを含む飲料の付加価値税が20%から5%になっています。議員連盟の若手は、日本も流れに遅れてはいけないと話しております。

原文を読み上げます。

消費税減税を求める意見書（案）。

内閣が8月17日に発表した、2020年4月から6月期の国内総生産（GDP）前年前期比7.8%減、年率換算で27.8%の減となり、リーマンショック時を超える戦後最悪の下落となっております。雇用報酬がマイナス3.7%となり、とりわけ家計消費が30%以上落ち込んだ。GDPを大きく押し下げた原因であります。

GDPのマイナス成長は、昨年10月から12月期、3期連続であります。昨年10月の消費税10%増税の影響の上に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大で重大な追い打ちをかけたことは明らかであります。

中小企業の増税による売上げの減少に加え、コロナ危機の自粛の影響をもろに受け、その多くが、このまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされている。県民所得が全国最低クラスの本県にとって、消費税増税とコロナ危機の影響はより深刻であります。

コロナ危機から暮らしを守り、日本経済、高知県経済を立て直す最も有効な景気対策の一つが、消費税の減税であります。消費税減税は、その効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡るものであります。さらに、コロナ危機、今後も長期にわたって影響が予想されますが、消費税減税は一旦税率を下げれば、効果は先々まで続くものであり、この面でも、経済対策として極めて有効であります。今こそ政府の決断で、消費税減少に踏み出すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年9月。高知県四万十町議会。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 先ほどから意見書をお聞きさせていただきました。消費税の減税というのは私も賛成ではございますが、具体的な数値というのが書かれておりませんが、そ

こら辺はどの程度を予測というか希望しておるんでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長（下元昇君） 11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） ここに掲載されている以外には分かりません。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、ただいま岩井議員から提案されました、消費税減税を求める意見書採択のお願いについての賛成討論を行いたいと思います。7年8か月続きました安倍内閣から、菅内閣が誕生いたしました。新総理は、安倍政権の継続性を訴えて総理大臣になったわけですが、その中で、今月9月10日のテレビ討論会で、消費税は引上げざるを得ないとテレビで発言をされました。その翌日、一夜明けると、安倍総理が10年間は消費税を上げる必要はないと公言もしていましたので、いきなり、私も10年間は上げる必要はないという発言に変わったことは、ご承知のとおりだと思います。

先ほど岩井議員は、緒方議員の質問に対して、減税の率は何ほかということで聞かれたときに、分からんということでしたけども、ただ、同じような意見書（案）を賛成した岩手県奥州市議会は、6月議会で5%の減税ということを可決していますので、恐らくこの線に沿って、陳情者の思いはそこにあるのではないかなと私は勝手な推測をしておりますが、ある奥州市議会で賛成をした無所属の議員の1人は、菅総理は消費税増税に言及しているが、もう少し地域の現状を把握した上での発言にしてほしかったというのを最近述べておられます。奥州市でも、温泉など観光客が新型コロナウイルス感染症の影響で激減をしています。地域経済は大きな打撃を受けています。

昨年10月に消費税が8%から10%に増税をされました。先ほど岩井議員から、案の中で

述べられましたけれども、10%になって、また新型コロナウイルス感染症の影響もあって、全国的には本当に年平均で27.8%という景気の低迷が今続いています。多くの県民、町民は、10%に上がることによる消費の動きが鈍っているのも事実であります。

そういった中で、私は、景気を回復させるためには消費税を減税して、全国津々浦々、国民一人一人に消費の喚起をし、地域の経済を発展させること、そのことが、国にとっても大きなプラスの要因になるのではないかなと思っています。いつ新型コロナウイルス感染症が終息するかも分かりません。せめてできることは、終息を早めること、併せて全国民、町民の消費の喚起を促すことが今必要ではないかと考えています。そういった点で、岩井議員の提案に賛成し、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（下元昇君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第4号消費税減税を求める意見書を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 賛成者、5番緒方正綱君、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、14番村井眞菜君、以上、起立少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第18、発議第5号全国学力調査に関する意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 発議第5号。令和2年9月17日。四万十町議会議長下元昇様。提出者、四万十町議会議員村井眞菜。賛成者、四万十町議会議員岩井優之介。

全国学力調査に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出理由。文部科学省は、2007年より全国の小学6年生、中学3年生を対象に全国学力調査を行ってきました。全員参加方式で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、今日では、都道府県や政令指定都市などの地方自治体の間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしています。

都道府県が独自のテストを行っており、子どもたちはテスト漬けの状態です。教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊しています。毎年50億円を超える税金を大企業が実施する学力調査に費やしています。

全国学力調査の目的が調査であるならば、サンプル調査で十分です。過度な競争と序列化は、子どもたちに深い劣等感を植え付けてしまいます。子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を悉皆式から抽出式の調査に改めることを求めるため、この意見書を提出いたしました。

全国学力調査に関する意見書（案）。

文部科学省は、2007年より全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、全国学力調査を行ってきました。全員参加方式で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、今日では、都道府県や政令指定都市などの地方自治体の間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしています。

全国学力調査の対策として、都道府県、さらには市レベルでも模擬試験を導入する自治体が激増し、平成30年度は全体の約70%の都道府県が独自の学力調査を実施し、さらには85%の政令指定都市までもが独自のテストを行っており、子どもたちはテスト漬けの状態です。

このような状況を受け、国連子どもの権利委員会は、2019年2月、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育環境を改善するよう日本政府に勧告しています。不登校や子どもの自殺が社会問題である今、国に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除く努力なのではないでしょうか。

教員に関しても、ただでさえ過労死ラインを超える過重労働が問題視され、その中で教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊しています。2018年に実施された経済協力開発機構による国際教員指導環境調査でも、教員の週平均労働時間は、加盟国平均の38.3時間に対し、日本は56時間と最長でした。

また、教員不足が社会問題となり、全ての教室、教科に教員を確保することさえできていない状況があります。しかし一方で、毎年50億円を超える税金を大企業が実施する全国学力調査に費やし、各自治体でも数億円を超える予算が自治体テストに費やされていることには矛盾を感じずにはられません。

もし、全国学力調査の目的が調査であるならば、サンプル調査で十分です。子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を悉皆式から抽出式の調査に改めることを求めます。

以上、自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年9月17日。高知県高岡郡四万十町議会。文部科学大臣殿、財務大臣殿。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

10番中屋康君。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○10番（中屋康君） それでは、許可をいただきましたので、先ほど提案されました意見書案について反対の思いから討論させていただきます。今朝ほど意見書が出されましたので、十分な内容の反対意見を構えておりませんけれども、ただいま村井議員からの提案を詳しく読ませていただきました。

要は現在行われております悉皆式を抽出式に改めていきたいということを、文部科学省に申し上げていただきたいという内容であります。これに書いてありますように2007年からということで、もう13年を経過した全国学力・学習状況調査という名称だと私は記憶してあるんですが、学力の状況を調査するということで始まったと認識をしております。

高知県は、以前、大変学力が低迷をしておりました。当時の知事もこれには躍起になって、県版学力テストというのも導入いたしております。現在、全国的な一斉学力状況テス

トについては、小学校6年生、中学3年生を対象としておりまして、悉皆調査と、全員を対象にするという調査で行っております。県版の場合については、先ほどこちと確認したんですが、小学校4年と5年生、中学校1年と2年生に、全国テストをフォローする感じで、県版を実施をされておるということでありますが、13年を経過した中で、だんだん高知県の学力もアップしてきました。いわゆる上昇してきておると、折々の知事からの報告にも見られるとおりであります。

私も、地域の学校評価委員ということで、ここ3年、4年承って、学校長を経由して、学校現場を把握させていただいております。折々の意見交換の場で、学校の状況というのを把握する上において、学力学習状況調査の数字というのは、やはり物差しというところになります。我々も各教科についてどういった努力がされておるかといったところもいろいろ検討させてもらって、意見も具申をしているという経過もあります。

この全国学力・学習状況調査というのは、やはりそういった全国的な学力アップに向けて、そういう物差しを当てるために必要であるという思いがいたしてなりません。この全国学力・学習状況調査の結果というのは、うちの教育委員会、あるいは高知県教育委員会を通じて、その学校のレベルについて、劣っている部分は、いろんな施設の拡充をするとか、あるいは学習をフォローするための指導員を入れるとかといったところになされて、現在の状況があるということでもありますので、これを抽出ということになれば、やはりレベルとしてしっかりと把握できないということでもありますので、やる以上は今の悉皆調査というのがベターではないかなという感じがいたします。

最近学力調査の仕方については、いろいろ模索をされておるようではありますが、やはり今の全国を挙げて実施されている段階では、例えばこれが上へ上がって、高知県だけのレベルで、高知県は抽出方式ということにもならんでありましょうし、やはり全国的なレベルで、学習状況を把握している、今の全国学力・学習状況調査の下で、小学校6年、中学校3年生に対しての悉皆、要するに全員調査を行ってデータを得ることがベターだと思いますので、私としては、今回のこの抽出式に変えるということについては反対をいたしたいと思います。皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、ただいま村井議員から提出のあった発議第5号全国学部調査に関する意見書（案）に、賛成の立場で討論に参加をしたいと思っています。

今、提案されましたように、文部科学省が2007年から全国の小学6年、中学3年生の全国の学校の子どもたちに学力調査を開始しました。その後、ここにも書いていますように、学校別に成績を開示するという自治体が次々に現れてきた。このことが大きな問題だろうと私はと思っています。当然、全国津々浦々、特に都市部では小学校、幼稚園から塾があり、通える子どもは目いっぱい塾等で勉強し、学力も上がるでしょう。しかし、田舎のへき地、塾もない中で、過疎の学校で一生懸命勉強している子どもたちも私は多いと思っています。

学力調査だけで学校間を競争さす、開示することによって学校間の競争をあおる。また、教師たちにも競争さす。その上で、子どもたちは、同級生同士が学力で競い合う。そういう実態が、私は、今この悉皆調査による悪影響だと思っています。特に義務教育の場は、学力もそうでしょうが、友達同士の思いやり、地域を知ること、そういった学力だけではない大きな要素があって、子どもが評価されるべきだと私はと思っています。

そういった意味で、村井議員からもありましたように、多額な国費を投じて、子ども同士を学力だけで評価する。そういう今の文部科学省のやり方、本当にいいのかどうなのか。再度、同僚議員に考えていただきたい。それぞれやりたい自治体については、教育委員会が任意でやるのは自由ですが、義務的にやらすことはどうなのか。ましてや学力調査がある手前で、学力調査の成績を上げるために、またテストをする。これが多くの自治体でやられています。ただ点数を取るだけに、事前にテストを行う。いわゆる子どもがそういう状況に追い込まれているという今の教育の実態を考えるならば、悉皆調査について私はやめるべきだという立場で、賛成討論に参加をいたしました。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第5号全国学力調査に関する意見書を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 賛成者、3番林健三君、4番古谷幹夫君、8番味元和義君、9番水間淳一君、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君、13番堀本伸一君、14番村井眞菜君。起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発議第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、閉会中の継続審査調査の申出についてを議題とします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しており

ます申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があっております。

お諮りします。総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時25分 休憩

午後 3 時33分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員